

平成27年 第2回定例会

1 議事日程第2号

6月23日(火曜日) 午前10時開会

日程番号1	会議録署名議員の指名
日程番号2	一般質問
	1 大西 米明議員 子どもの発達支援について
	2 中村 貢議員 空き家・空き地対策について
	3 清水 秀雄議員 住宅リフォーム事業について
	4 飯島 勝議員 子ども・子育て支援事業計画について
	5 和田 鶴三議員 介護制度の改正による影響と本町の対策について
	6 河口 和吉議員 強風対策について
日程番号3	議案第6号 辺地総合整備計画の変更について
日程番号4	議案第7号 農業共済事業農作物共済危険段階基準共済掛金率等の設定について
日程番号5	議案第8号 財産の処分について
日程番号6	議案第9号 平成27年度土幌町一般会計補正予算
日程番号7	報告第10号 平成27年度土幌町介護保険事業特別会計補正予算
日程番号8	報告第11号 平成27年度土幌町簡易水道事業特別会計補正予算
日程番号9	議案第1号 平成27年度土幌町公共下水道事業特別会計補正予算

2 出席議員(12名)

1番 細井 文次    2番 和田 鶴三    3番 秋間 紘一    5番 河口 和吉  
6番 清水 秀雄    7番 飯島 勝    8番 出村 寛    9番 森本 真隆  
10番 大西 米明    11番 加藤 宏一    12番 中村 貢    13番 加納 三司

3 欠席議員(0名)

4 地方自治法121条の規定による説明のための出席者

町長                      小林 康雄                      代表監査委員                      佐藤 宣光

5 町長の委任を受けて出席した者

副町長	柴田 敏之	保健医療福祉センター長	山中 雅弘
総務企画課長	寺田 和也	会計管理者	土屋 仁志
町民課長	波多野 義弘	保健福祉課長	大森 三宜子
産業振興課長	高木 康弘	産業活性化担当課長	亀野 倫生
建設課長	増田 優治	道路維持担当課長	佐藤 英明

病院事務長 山下 慎也 特別養護老人ホーム施設長 金森 秀文  
 子ども課長 高橋 典代 消防署長 淡中 済

**6 教育委員長の委任を受けて出席した者**

教育長 堀江 博文 参事 玉堀 泰正  
 教育課長 辻 亨 給食センター所長 鈴木 典人  
 高校事務長 藤村 延

**7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者**

事務局長 細野 幸彦

**8 職務のため出席した議会事務局職員**

事務局長 瀬口 豊子 総務係長 藤内 和三

**9 議事録**

(午前10時00分)

1	加納議長	<p>ただいまの出席議員は12名であります。          定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。          本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。  <b>日程第1、会議録署名議員の指名を行います。</b>          本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、3番、秋間紘一議員及び5番、河口和吉議員を指名いたします。</p>
2	大西議員	<p><b>日程第2、一般質問を行います。</b>          それでは、順次発言を許します。          質問順位1番、大西米明議員、子供の発達支援について町長に質問を行います。          それでは、町長に対しまして子供の発達支援についてお伺いをいたします。          近年発達障害の子供が増加しているという文科省の調査があり、早期発見、早期支援するシステムづくりが重要であると考えますが、本町の取り組みについてお伺いをいたします。</p>
	加納議長 小林町長	<p>答弁を求めます。町長、登壇願います。          それでは、大西議員の質問にお答えをさせていただきたいと思いません。          町においては、保健福祉課、子ども課、教育委員会が連携して子供の発達を支援することとしているところであります。保健福祉課では、乳幼児健診、1歳6カ月健診、2歳児教室、3歳児健診で精神発達の状況、言語障害の有無、育児上問題となる事項等の診査を実施しているところ。健診においては、保健師の問診、小児科医師の診察の</p>

ほか、発達支援センターや幼児療育センターの職員による相談指導も実施し、早期から支援が開始できるよう努めております。なお、1歳6カ月健診では、発達支援センター職員により発達の気になる幼児の面接のほか、希望する保護者の面接相談も実施しております。また、2歳児教室と3歳児健診では、受診者全員に保健師、管理栄養士の面接指導のほか、発達支援センター職員の面接を実施、いずれも未就園児で経過観察が必要な幼児については月1回開催している親子の遊びの教室パンダちゃん教室への通室や幼児療育センターの療育支援につなげているところであります。

子ども課では、発達支援センターにおいて幼児やその保護者への相談支援、発達支援の業務を行っていますが、パンダちゃん教室に定期的に通室できない幼児、保護者のために子パンダちゃん教室を開催したり、北海道の障害児等支援体制整備事業を活用し、運動面での個別指導を実施しているところです。さらに、認定こども園や保育所を定期的に訪問し、気になる子や支援が必要な子の状況観察を行い、支援の方法などについて指導や助言を行っているところです。発達の気になる子供の早期発見、早期支援は、その子の知的、情緒的発達を促し、これからの集団生活に円滑に適応させることが可能となります。そのため認定こども園やへき地保育所では障害のあるなしにかかわらず、ともに助け合い、励まし合える環境づくりを目指して、保育教諭や保育士を加配をして対応しているところであります。

教育委員会においては、小学校就学の前年度に関係機関連携のもと学校保健安全法第11条の規定に基づき就学児健康診断を実施、その際に教育相談を行い、認定こども園や保育所から小学校への滑らかな接続を図るため相互に授業参観や保育公開を実施し、情報交換を行い、一日体験入学等の機会も設定しているところであります。また、教育委員会に事務を委任している幼児療育センターは、発達相談や通室指導を実施しておりますが、幼児に限らず小中学生も対象に加えているところです。

なお、さきの定例会において教育支援委員会設置条例の改正の議決をいただき、これまで児童及び生徒を教育支援の対象としていましたが、認定こども園や保育所との連携を図るため幼児を対象に加えるとともに、教育支援委員会の所掌事務に相談の事務を追加したところでもあります。

町といたしましては、特別支援学級や通級指導教室の開設、特別支援教育支援員の配置や教員の加配などにより特別支援教育の充実を図ることとしておりますが、議員指摘のとおり、子供の発達については就学前の早期に気づき、早期に支援を行うとともに、乳幼児期から学童期まで一貫した体系的な支援が重要であると認識しており、現在関係機関連携のもと教育委員会が中心となり、発達相談や発達支援の体

制について検討協議を行っているところでございますので、今後その検討結果をもとに、さらに充実した土幌町における発達支援システム構築したいと考えております。

以上、大西議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

加納議長  
大西議員

再質問があれば許します。10番、大西議員。

答弁いただきましたが、今回のこの質問は、発達支援、障害児ということではなかなか一般にはいろんな行政がやっているシステムが理解されていない。それからまた、発達支援の子供たちに対する理解も一般町民、我々議員も職員もそうなのだと思いますけれども、その関係した部署しか理解をしていないのかなというような感じがいたしますので、それで今回この一般質問をさせていただきます。

まず、障害のある子供たちを早期発見、早期治療することによってどういう効果があるかということは、まず最大の目的は子供たちが自立をし、社会参加を促せる、そのためにはさきに言いましたように一般社会の人もそれを理解していかないと社会に出たときに受け入れできないのだなと思ひまして今回質問していますけれども、まず発達障害者支援法で町の責務として就学前の発達支援、学校における発達支援、発達障害者に対する就労支援、地域における生活に関する支援、5番目として発達障害者の家族に対する支援というのが大体大まかに5項目あるわけですが、これに準じて質問をさせていただきます。

まず、一番先に発達障害の子供たちに接するのが保健師なのかなと思ひています。それで、保健師の方々がどのような発達障害の方を支援しているのかなということで質問させていただきます。まず、北海道の調査によりますと、家族が自分の子供が障害を持っているのかなと気がつくのが2歳児健診で大体50%強だそうであります。しかし、保健師の方は、その時点で90%はこの子に何がしかの障害があるのかなという把握をしているそうです。だから、保護者と保健師の間に40%ぐらい開きあります。ということは、それは保護者が気づいていない。それを保健師の方々がどのようなアドバイスをして、それを認識してもらっているのかお聞きします。

加納議長  
大森保健  
福祉課長

保健福祉課長。

保健福祉課長、大森より回答させていただきます。

保健師は、赤ちゃんが生まれる前から、妊婦のときからそのお母さんと対応してっております。赤ちゃんが生まれましたら、赤ちゃん訪問、全戸訪問をしております。その後、4カ月、10カ月、1歳半、3歳という健診を行っておりますので、その中で保健師が問診による精神発達の状況とか、保護者からの、お母さんからの育ちの中での困り事、その子に対応する困り事などを相談を受けていく中で、その発達の支援の気になるお子さんとかそういうお子さんについてピ

ックアップしていつている状況かと思ひます。その中で、保健師が必要があれば発達支援センターに相談したり、保育所と連携したり、あとお母さんに勧める時期もタイミングを見ながらなのですが、専門の医療機関、ここでいひますと専門の精神科の医療機関の中での児童外来とか児童相談所とか、そういうところに相談を勧めていつているという現状でござひます。

以上です。

加納議長  
大西議員

大西議員。

一番保健師もシビアなことだと思ひのですが、保護者が気づいていつないときにあなたの子供に多少障害がありますよとか、だからこういう医療機関に行ったらどうですかというアドバイスをするというのは、大変な作業だと思ひのです。私も子供はもう大きくなりましたけれども、孫なんか見ていつると、他人の子供だとか自分の孫の中を見て、ちょっとこの子はと感ずることはあるかもしれませぬけれども、なかなか他人から言われるとショックが大きいのか拒絶する、うちの子に限ってみたいな話になっていくのだと思ひのです。だから、そこで保護者と保健師の中の40%の開きというのはそこなのだと思ひのですけれども、初めに言う方というのは非常に難しいのだと思ひのです。どういつタイミングで、どのようなアドバイスをしていつているのか。なるべく保護者がショックを受けないような形で告げていくというのは、これは大変な仕事なのかなと思ひのですが、その辺はどのようなタイミングで。

加納議長  
小林町長

町長。

現場の現状としては、今大西議員がおっしゃったように例えば保健師を初め担当者と保護者の認識が違いつというのは大きな課題になっていつるところであります。それで、私どもとしては、いろんな先ほど申し上げましたような指導とあわせて職員を結構加配をしていつているのです。例えば認定こども園と保育所でいくと、今33人の保育士なり、保育教諭を抱えていつているのですけれども、それは数だけでいくと、例えば人数の基準だけでいけば20人でいつているのですけれども、13人は発達障害、特別支援という形で配置をしていつているのでありますけれども、その中もなかなか親としては認めないのですけれども、実際には現場としては例えば多動であれば危険だといいつことがあるから配置をしていつているといいつことがありますし、それから学校もそうなのでも、特別支援教員は親御さんがそういつ理解をした場合は道教委で置くのですけれども、なかなか理解がされていつない場合は町で置くといいつことで、現在私の町も8人くらい置いていつているのですけれども、そういつ形で置いて現場対応していきながらいろんな相談をしていついますから、うちも狩野さんのような専門家がいますから、そういつ形の中で親にできる限り理解をいただくように説明をしていくといいつ努力をしていついきたい

	<p>なと思っています。</p>
加納議長	大西議員。
大西議員	<p>町長一生懸命頑張ってやっていただいていますけれども、私は保健師の皆さんは保健師の資格を取るのに看護学校で3年間、正看をとって、あと1年行って保健師の資格を取る。また、一方では大学へ行って、看護大学行って保健師の資格もとってきているのだと思います。しかし、看護学校にしろ、大学にしろ看護が主な勉強で、発達支援の勉強って余りしていないのだと思うのですけれども、保護者にしてみればやはりきちっと勉強したそういう人からきちっとアドバイスを受けることが一番安心するのだと思うのです。たくさん加配しても、そういうことに精通しているか、していないかというのが一番大事なことだと思うのです。ですから、親にしてみればちゃんとしたそういう勉強、私はこういう勉強をして、こうだからと理詰めでというか、何かそういうことに精通した人に言われると、そうなのかなと理解できるのですけれども、保健師の方も免許は取ったけれども、それからのスキルアップにどのような講習なんかやっているのか、その辺をお聞きします。</p>
加納議長	<p>ちょっと大変申しわけないのだけれども、町長、最初ぐらいは課長を指名していただきたいと思います。</p>
小林町長	<p>保健師の教育の関係については、保健福祉課長のほうからお答えをさせていただきたいと思います。</p>
加納議長	保健福祉課長。
大森保健福祉課長	<p>保健福祉課長、大森より回答させていただきます。</p> <p>保健師教育の課程の中で、発達障害に対する教育ももちろん実施されていると思います。しかし、現場に出てからの学習というのはやっぱり大事なかなというふうに考えております。現在それぞれ職員個人が自主的な学習の場に参加して行って、自分のスキルを上げていくということはもちろんのことと、またそれに応じて町のほうとしてはそういう関係の研修会、母子保健事業研修会等に毎年出ていただくように組み込んでいっているという実態でございます。また、個別のケース検討会などを重ねて行って学習していくことや関係機関とチームとして対応していくという中で、支援を提供できる力量をつけていけるように努めているというところでございます。</p> <p>以上です。</p>
加納議長	大西議員。
大西議員	<p>ぜひ町長にお願いですけれども、保健師の皆さんにはなるべく研修会や何かに率先して派遣して、この制度ができてまだ日が浅いですから、やっぱり研修なんかは済んでいない保健師がたくさんいるのだと思うのです。学校でもそういうの余り習っていませんから、ぜひスキルアップをして、指導するほうがきちとした理論を持っていないと、</p>

そういう保護者の皆さんに理解をしてもらえないということもあるし、そこに預けるのにも安心して預けられないなと思うのです。ですから、ぜひ保健師のスキルアップに力を注いでいただきたいなと思います。

それで、認定こども園にお聞きしますけれども、認定こども園には保育士と、それから幼稚園教諭と2種類ありますよね。幼稚園教諭には特別支援学校教諭免許というのを取れるのですよね。そういう免許を持っている人がいるのか、いないのか、まずお聞きします。

加納議長  
小林町長  
加納議長  
高橋  
子ども  
課長  
加納議長  
大西議員

町長。

子ども課長のほうから現状についてお答えさせていただきます。

子ども課長。

子ども課長、高橋よりお答えさせていただきます。

今の認定こども園の現状では、養護学校の教諭の免許を持った幼稚園教諭はいないというふうに思っています。

大西議員。

特別支援学級の免許を持っていなくても特別支援学級も担任できますし、支援学校ですら今70%ぐらいしか資格持っていないのだけれども、猶予期間も持って、すぐ取りなさいということで支援学級も行っているそうでありますから、なるべくそういうことを勉強していたほうが保護者に理解してもらえる。さっきと同じ話になってしまいますけれども、2012年に障害者基本法が改正されて、発達障害のあれができたのですが、まずなかなか小さいときにはわかりにくいのかなというのは、知的の発達の遅れがなくても自閉症で、ある部分については相当できる子、俗に言うアスペルガー症候群ですが、世界的にはインシュタインがそうだとされています。そういう子供たちは、3歳児健診ではなかなか理解できない。それから、特定分野が著しく苦手、今言っている学習障害のLDというやつです。これは、読みができなかったり、ほかは全部できて読むことができなかったり、書くことができない、計算ができないという一部分だけが抜けている学習障害の子供たち。俳優のトム・クルーズが字が読めないという話でありますけれども、生活の中で全然何でもないですよ。それから、行動のコントロールが難しい注意欠陥の多動性の障害、ADHD、これなんかもなかなか子供のうちに見つけて、あなたの子供は発達障害ですよというようなことというのは見つけにくいのだと思うのです、この部分については。ですから、なるべく幼保一元化になって、幼稚園教諭の免許を持った人がいるわけですから、保育士と違って、保育士も相当発達障害の子供の勉強もしていると思いますけれども、やはり幼稚園教諭はその免許が取れるのでありますから、経験だとかなんとかあるみたいですがけれども、大体認定講習が12日間、道で大体1年で50人ぐらいで講習をやって、免許を出しているそうですが、なかなか

50人では間に合わないと。申し込みが多くてということで、通信教育だとかそういうので取っている人も多くいます。それで、それには相当経費がかかるのです。それほどのものではありませんけれども、それは町として助成して、ぜひ幼稚園教諭に対してその免許を取るようにしたらどんなものですか。やっぱりそういう人が誰もいないというのもまたちょっと不都合なことがあると思うのですが、どうですか、町長、助成をしながらそれを取らすということは。

加納議長  
小林町長

町長。

今大西議員がおっしゃいましたように、1つは早期に発見をするということと、やっぱり専門的な知識というのか、資格を持って指導するということが大事だというのはそのとおりなのですが、現状でいくと従前から専門職として鶴田さんをお願いをしてきたところでありますし、さらには現在は狩野幼児療育センターの所長に認定こども園や保育所の現場の職員、あるいは保健師も含めて指導いただいているのでありますけれども、ただそういう面ではもう少し学校の先生、あるいはうちの認定こども園のほうも保育所も含めてそういう認識、資格を持った職員が必要だということでもありますから、ぜひそういう資格なり、認識、そういう子供さんがふえているという中で対応が難しいという中では今後そういう資格を取らせるようなことを町として取り組んでいきたいということで、教育長ともよくそこら辺は連携してやっていきたいなというふうに思うところであります。

加納議長  
大西議員

大西議員。

鶴田先生だとかというのは、言ってみれば発達支援センター、資格持っているのだ……。

それで、支援センターの仕事や何かで来て指導してくれる人が学校の先生のOBだとかなんとなかにならなくなると、どうしても長い時間できないのです。だから、学校の先生に助成して免許を取ってもらっても6年で異動してしまうのです。だけれども、幼保一元化で認定こども園については、退職まで60歳、そのころには65歳になるのかもしれませんが。ずっとその資格で勉強しながら指導やら相談に乗れるのです。ですから、助成をしてやれるとしたら幼稚園教諭しかないのだと僕は思っています。だから、どこかに1人いればいいのでなく、やはり保育園の中の、幼稚園の中の先生方がそういう資格を持って理解をしてくれる、そういうよくわかっている人たちに見てもらおうほうが、加配されても何のそういうことに理解がされていないと言うと語弊がありますが、そういう人よりはやっぱり親にしてみればそういう保育士だとか先生に見てもらいたいというのは本音だと思うのです。ですから、加配のときの保育士や何かにはなかなかそういう資格を持った人も、中にはいると思いますけれども、なるべくそういう人を選んで、ぜひしていただきたいと思います。



それで、保健センターもそうですから、保育園のほうもやっぱりそういう人がいたら同じシステムで見相だとか、それから精神医のところに紹介をしていくというつなぎの役は両方同じようなことをやっているのですか。

加納議長 子ども課長。

高橋 子ども課長、高橋のほうからお答えさせていただきます。

子ども課長 児童相談所や緑ヶ丘等の精神病院への紹介につきましては、発達支援センターの職員と、それから保健師さんと連携しながら、保護者の方にご理解いただいてつなげるような形をとってはおります。

加納議長 大西議員。

大西議員 今本当にこの部門はなかなか遅れているのかなと思うのです。医師についても、緑ヶ丘の場合はいるのかどうかわかりませんが、日本の医師が約30万人、そのうち日本児童青年精神医学会で認定医に指定されている人が全国で240何人、約0.1%弱らしいのです。ですから、小児科でもだめ、児童青年というそういう若い人の精神病院みたいなところがあれば、そこへ送るのが一番いいのだと思いますけれども、緑ヶ丘も多分大人の人の対応だと思うのです。それを子供に合わせていろんな治療をしたりなんかするのだと思いますけれども、医学会でも今発達障害の子供たちがどのようなことをしたらよくなるかという研究はまだ進んでいないみたいです。ただ、どうその子供に接すればよくなるかというのはわかってきているそうです。ですから、この質問は皆さんがそういうことを理解してほしい。そして、その子供に社会でどう接すればその子供たちはどうなっていくかという、よくなるというその医学会の中では言われているようでありますから、ぜひそういう子供たちを保護者に紹介するのもきちっとしたところだから、ぜひ行ってみたいというように、児相に行けばいいよとか、あれだよと、緑ヶ丘と言っても、こういう先生がいるから、こういう人に診てもらったらきちっとわかるからというような納得のいくようなつなぎをしていかないと、ただ丸投げみたいにこうだよ、ああだよということになると、なかなか保護者は受け入れられなくなってくるのかなと。

それから、保健福祉課では経過観察をしていく。ずっとしていくそうでもありますけれども、九州の島原市では5歳児健診をやっているのです。土幌は、ほかの町村から見たら健診の数は多いみたいです。うちの孫に聞いてみたら、こんなに多く帯広市はやっていませんよというように話ししてましたから。なぜ5歳児がいいかというと、大体そこまでいくと症状がはっきりしてくるので、指導がしやすい。それから、5歳児のところできちっとして、それを次の就学後の学校にきちっとつなげることが大事だと。だから、町長の答弁書にも滑らかな移行ということで、今回町が一本化して、教育委員会が主管として発

達支援の全体を見ていくそうですから、多分それは今よりは進歩して、そこが統括していくと流れよくきちっとすき間なく学校へ上がるまでやっていけるのだと思うのです。ですから、5歳児健診というのは、保健師に余り言うとも過ぎると言うのかもしれないけれども、そういう保健師が疑わしき人についてはやっぱりそういうことをやっていったらどうなのかなと、全員でなくても。そして、保護者に対しても特別支援学級とはどういうところですよと、そういうのも一回中に入れてみるのはいかがでしょうかと思いますけれども、見学させたり、そういうこともその時点で就学前に理解をしてもらうことも大事だと思うのです。だから、それには5歳児健診がどうなのかなと思っていますけれども、その辺は大変なことかもしれないけれども、たくさん的人数ではないと思いますので、ぜひやっていただきたいと思うのですが、その辺について。

加納議長  
小林町長

町長。

今言われたように早期発見の問題だとか、それに対応する職員の充実、資格の問題、あるいは非常にこれはメンタルな面ありますから、児童相談所や病院だとか専門機関につなぐということも極めてそれは気を使いながらやらなければならないということもありますし、それともう一つは、私ども現場としては課題になっているのですけれども、保護者の皆さんと私ども職員がしっかり共通認識を持たないと、やっぱり子供さんのためにはそういうことが持つことが極めて重要だというふうに思うところでありまして、そんな中では先般議会にも相談させていただきましたけれども、9月以降条例改正もしながら、新年度から児童療育センターと発達支援センターを統一して教育委員会で中心になって委任をしていくという、そういう方向で、一貫したそういう体制をやれるというふうにしていきたいと思いますけれども、その検討の中で今お話がありました5歳児健診についても検討させていただきたいと思います。

加納議長  
大西議員

大西議員。

私も町長と同じなのです、考え方は。だから、保護者と職員が一つの認識を持っていかないと、それを保護者に理解をしてもらうためには職員がスキルアップしていかないと。そのためには免許も取るとか、そういう資格を取って勉強して、資格だけ持っていてということないですから。資格を取るということは勉強して、それを理解しているということですから、そういう人たちからアドバイスを受けると、保護者にしても安心して受け入れられる。あなたの子供、発達支援ですよなんて直接は言わぬと思いますけれども、自分の子供に言われたらショック大きいです。あなた、どんな資格を持ってそれを言うのというぐらい言って、それからになるともう経過観察もできなくなるだろうし、何にもできなくなる。就学に入ってもまた難しいことになるの

だと思えます。ですから、ぜひ一番最初の段階、早期発見のときに皆さんがスキルアップして理解をして、保護者と意識を一つにして、子供のために頑張っていてほしいなど。それは、町長と私、だからこの質問しているのです、この部分に対して。保健センター、それから保育園についてぜひよろしくそういうことでスキルアップしていただきたいなと思っています。

それで、あとは学校教育でありますけれども、2012年ですか、発達支援法が改正されて、障害あるなしにかかわらず、ともに勉強することに努めなさいと。インクルーシブ教育に準じているのかなと思えますけれども、それで2013年から学校教育法でそれに合わせて改正されて、今言う特別支援学級と通常学級の選択については保護者、本人の意向によるということになってきました。だから、今まだ1年しかたっていないから、どういう傾向が出てきているかわかりませんが、その辺のことは特別支援学級のときに教育委員会としては説明しているのか、保護者に対して。ちょっとお聞きします。

加納議長  
堀江  
教育長

教育長。

私2013年いないわけでございまして、このときに制度の説明をしたかどうかという質問だと思うのですが、ちょっと把握はしておりませんが、インターネットであるとか法律を見ます限りこの時点から、従来は例えば子供たちの就学先を決定する際には教育委員会の中に就学指導委員会というものがあつたのです。その後、本人あるいは保護者の意向を十分理解しながら就学先を決定しなければならないということになり、就学指導委員会の名称を教育支援委員会に改めようという動きになってきていると認識しております。それに伴い、私どもも昨年度議会で議決をいただき、教育支援委員会という名称に改めている次第でございます。さらに、最初の町長の答弁にございしましたが、これまで児童生徒を対象としておりましたが、やはり早期からのつながりが重要であるということを考えて幼児も対象に加えている次第でございます。

加納議長  
大西議員

大西議員。

ちょうど移行期になっているから、なかなか難しい部分があるのだと思うのです。ただ、2007年までは我々は特学というような形で学校にはあつたけれども、2007年から特別支援学級と変わってきて、どうしても保護者は特学のほうの意識が強いのだと思うのです。ですから、まだ8年から9年しかたっていないから、よく特別支援学級というのはどういうものか、それと通常学級と両方選択できるということをきちっとこれから説明して、保護者と、本人はなかなか意思表示しないと思えますけれども、それをきちっと保護者に理解をしてもらって選択してもらおうというのが大事だと思うのです。また、通常学級にという希望があつて、それが途中でやはり特別支援に行きたいのだと言

われても、教員が加配されていませんから、そうなると町が職員をまた採用して、加配して特別支援学級をつくらないとならないということになりますから、なるべく初めから決めたらそっちという形にしていけないと経費も町としてもかかりますし、ですから特別支援学級のシステムの中で、通常学級の中でふだんは勉強していますよと。だけれども、その子供がなかなかついていけない算数だとか国語だとか、そういうのは特別支援学級の中で先生が教えるのですというようなその形を、いつもそっちで勉強しているのかなと思っている人のほうが多いのだと思うのです。ですから、その辺の説明がきちっとされるべきだと思うし、先ほども質問したように5歳児健診のときにそういう子供たちに特別支援学級ってこういうシステムだと、またこういう形でやっていますよということを情報公開しながら、皆さんに理解してもらっていくべきだと思うのです。ですから、そこでやはり学校の就学のときにそれを説明していくというのは大事なことなのだと思うのです。ですから、ぜひしていただきたいなと思うのです。教育長、どうですか。

加納議長  
堀 江  
教 育 長

教育長。

今大西議員おっしゃったとおり、まず特別支援学級を保護者が選択する際には、学校の教員、また先ほど言いました教育支援委員会、ここでも保護者の相談を受け付けることになっております。議員おっしゃるとおり、例えば私の世代でありますと特殊学級と呼ばれていたのですが、現在特別支援学級ということで、普通学級と一緒に授業を受けたりという機会も多くあるのが実態でございます。さらに特別な指導が必要な教科については単独で行う、こういうこともやっている次第でございます。こういう説明も行いながら、特別支援学級に保護者から選択してもらっているという実態でございます。さらに、年度途中となりますと、議員指摘のとおり、教員の配置はできません。例えば12月とか2月とかこの期限ぐらいいまでにしない限り次年度の教員配置がありませんので、その時期を目指して教育支援委員会の活動を行っているところでございます。

加納議長  
大西議員

大西議員。

それで、今特別支援学級が小中合わせて21クラスということで、担当の教員が25名ということでありますけれども、特別支援学級の担当の25名の教員の皆さんの中で特別支援学校の教諭免許を所有している人何名いるのか。それと、土幌の教員の中で何%の先生がその免許を持っているのかお聞きします。

加納議長  
辻  
教 育 課 長

教育課長。

教育課長、辻からお答えさせていただきます。

特別支援の先生、先ほど言いましたように小学校で20名、中学校で5名でございます。そのうち免許取得者ですが、小学校で5名、中学

加納議長  
大西議員

校で1名でございます。全体の教員の中でのパーセンテージはわからないのですが、支援学級についている先生の中での免許取得者につきましては、25名中6名ということで24%になってございます。

以上です。

大西議員。

この免許についても学校でも通信教育でも、7つ今発達障害のありますけれども、そのうちの1科目を専門に専攻して、もう一つをサブ的にとるというシステムで免許を取っているみたいなのです。大学でいえば英語が必修だよ、第2外国語は中国語だ、ロシア語だ、どれかとればいいみたいな、そういうシステムになっているらしいのです。ですから、私は、免許ですら専門性を持った先生をとということでつけて免許を交付しているみたいですが、だとすれば特別支援学級の先生方がやはりこの免許を持って、それに精通した人が特別支援学級を見るのが一番ベターだと思うのです。ですが、それはなかなか難しい。道教委の調べでは、免許を持っているのは大体40%ぐらい、それでも全国では30%ぐらいですから、北海道は率としては10%多いから、たくさんの先生方はいるのだと思うのです。また、支援学級のそういうことに一生懸命熱心な先生もいれば、これはここで言えませんが、それに余り熱心でない先生も多く見かけるのです。ですから、ぜひ免許を持っている先生に見てもらったほうが保護者は安心するのだと思うです。

そして、特別支援学級も同じクラスに2人いても障害が違えば2人の先生を配置しなければならないということになって、それは専門性があるからなのです。だとすれば免許証持っていてもその専門性についてもらったら一番最高の望むところでありまして、それは不可能に近いのだと思うのです。だとしたら免許を持った先生方に特別支援学級の担任をやっていただきたいなど。これは、絶対保護者にすればそこが望みだと思うのです。そういう説明はしているのかどうかわかりませんが、就学のときに。ですから、そういうシステムに、だから道教委で年1回50人ぐらいの通信教育や何かで、認定講座で免許を交付しているみたいですが、その回数をもっと少しふやしてもらおうような運動もして、特別支援学級の先生方はみんな持っているのだよというような形に早くしていかないと、このままだとなかなかそれはただ高望みだけで、それは難しいねといって終わってしまうのだと思うのです。それをどうしていくかというのが道教委の仕事だと思うので、そういう免許を取れるような体制づくり、夏休みに12日間缶詰にしてやるみたいですから、大変な講習だと思えますけれども、その数を多くして、それで学校も年休なりなんなり使いながら、夏休みだけでなく春休みだとか冬休みも使ってやれるようなシステムづくりを道教委に要請していくのも大事なのだと、それは町村会や何

かからも。こういう制度に移行してまだ7、8年かもしれないけれども、もうそれだけたって10年近くなるのですから、やはりもう少しそこに前向きに道教委もやっていかないと、ただ末端の自治体だけに一生懸命こうやれ、ああやれとシステムづくりばかりさせて、いろいろな人は配置はされるけれども、それに精通した人でない、それを理解した人でない人がいっぱいいていたら意味ないのですから、道教委と話す機会もあるし、十勝の教育長会議だとか町長の町村会だとかでそれを論議して、子供たちのためのことですから、ぜひやっていただきたいなと思いますけれども、町長、どう思いますか。

加納議長 町長。

小林町長 そういう子供さんがふえているというのは、例えばうちの認定こども園でいっても、現在認定こども園、保育所で175名で全体の人数で11人減っているのですけれども、その要支援の子供さんというのは27名で、毎年ふえているのですけれども、6名前年度からいったらふえているということで、今後さらにふえていくということでは、今言ったようにただ担任を持つということではなくて、それぞれの認定こども園なり、学校においてそういう知識を持った人がいるということは重要なことでありますから、私も町村会通じてそういうことを道に話をしていくように努力をしたいと思います。

加納議長 教育長がちょっと追加のお話が。

堀江教育長 道教委に確認してみたのですが、道教委は近年この特別支援学校の教諭の免許状、この取得を推進しているようでございます。推進理由につきましては、先ほど大西議員おっしゃったとおりなのでございますが、夏休みの期間中に本年度の場合札幌、釧路、函館、名寄、各会場で合わせまして370人の計画を今年を行うということになっております。これにつきましては約2週間なのですが、受講費用は教員の場合は無料ということでお聞きしております。さらに、この出席につきましては、年休ではなくて職務専念義務免除ということで出しているようでございます。これはあくまで教員だけでございまして、こども園、保育所、これは対象になりませんが、この免許自体が特別支援学校の免許なのです。ですから、士幌町という小学校、中学校の中の特別支援学級には必要のない資格なのですが、やはりこのような発達障害であるとか特別支援について理解を深めるために、さらには教員自身のキャリアアップとかスキルアップのためにも取得していただきたいと私も願っているところでございます。

以上です。

加納議長 大西議員。

大西議員 初めにも言いましたけれども、教員は6年で転勤しますので、それでもやっぱり早い時期に取ってもらえば3年なり、4年なり士幌町で指導ができますし、ぜひそれは370人もできるのであれば、無料でで

きるのであれば受けさせて、資格を取っていただきたいなと思います。

それと、今までは保護者について理解をしてもらったという話ですが、学校に入って、これからなおさら通常学級と特別支援学級と選択をするということになれば、通常学級に結構入ってくる人いるのだと思うのです。今まででも小学校の中に4%の生徒が入っていますから、発達障害の子供たちが通常学級に。ですから、これが制度として認められていくと、そちらでという方がだんだんふえていくと思うのです。

それで、ここでみんなが理解しなければならぬというのは、健常者の保護者なのです。私の知り合いの教員も通常学級の中に障害者が入って、みんな支援しながらということでクラスに入れた途端に健常者の保護者からがががの子供がいるからみんな授業が遅れるのだとかそういうことでつるし上げに遭って、とうとうノイローゼになって休職した先生が、私の身内ですけれども、いますけれども、それをクラスの保護者みんなが理解するシステムづくりしていかないと、選択してそこに入っても、これは早い時期から発達支援を見つけて支援していくというのは、大きな目的としては早い時期から集団生活の中でいじめだとかそういうところ遭わないようにつくってきたシステムですから、それを保護者が破るようなこと、だから勉強は多少、遅れることはないと思うのですけれども、やはりその中でそういう障害者を一緒にクラスの中でみんな助け合っていくというのは大事なことだと思うのです、勉強以上に。それを保護者に、みんなに理解をしてもらわなければならないのだと思うのです。そうしないと教員も大変な目に遭うのだと思うし、学校も大変、教育委員会も大変になるのだと思うのです。だから、それをどのような形で理解を求めていくのか。そういう活動はしていないのだと思うのです、今まで。ですから、今回の一般質問でも私はみんなに理解してほしいというのはそこもあるのです。ですから、ぜひ教育委員会はそれをやってほしいのです。どうですか、教育長。

加納議長  
堀江  
教育長

教育長。

本来この分野は保健福祉の領域でございまして、まだ教育委員会での仕事を行うと決定したわけではございませんが、発達支援とかこういう業務につきましては、保健福祉、教育、うちでいいますと保健福祉課と子ども課、教育委員会、それぞれ労働まで連携して行わなければならない業務であると認識しておりますので、今後とも十分前向きにやっていきたいと考えております。

確かに発達障害者支援法、平成16年に制定されたようございまして、早期に気づくということも大事であります、周りの者も発達支援について理解しなければならない。さらに、この法律の第4条では国民の責務としまして、国民は発達障害者の福祉について理解を深め

るという責務がございます。これまで発達支援については、広報等でも十分周知していなかったのかもしれませんが、今後積極的に私ども教育委員会としても周知していきたいと思えます。

実のことを言いますと、私もよく発達支援ってまだわかっていなかったもので、近年勉強し出した次第でございます。新教育長制度になり、教育長も学習しなければならないということになりまして、最近勉強しているわけですが、また発達障害につきましては、先ほど議員もおっしゃるとおり、知的な遅れを伴う場合、知的に遅れない人、これも両方存在します。発達障害そのものでございますが、人間は生まれつきでこぼこがあるものでございます。年齢とともに成長していくという部分もあるようでございます。必ずしも普遍的な障害とは言い切れないとも言われております。個人差はございますが、障害だから直らないという先入観は成長の可能性を狭めてしまいます。ですから、これらのことを周りの者も理解し、教員も理解しながら、十分にサポートしていくよう考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

以上です。

加納議長  
大西議員

大西議員。

教育長新しく新制度で勉強しているからよく理解しているのだと思えますけれども、私が言う免許を持った先生というのを誇示するわけでありませぬけれども、やっぱりそれで勉強してきた人は、一般教員なら子供が廊下走っても走るなと怒るのが普通だと思うのです。だけれども、特別支援の先生方は、歩こうね、それでいいらしいのです。

それであと、教育委員会はあれですが、町の責務として発達障害の就労、発達障害者に対する就労支援を今障害者の施設をつくったりなんかしていますけれども、その辺については、町長、今後どういう考えを持っているのか、まずお聞きします。

加納議長  
小林町長

町長。

障害者の就労の関係なのですけれども、新年度から新しい施設ができたのでありますけれども、あと就労のBをどう拡充させていくかということが課題だったわけでありませぬけれども、農協にもお願ひしまして、農協の畜産あるいは農産の両面で新しい仕事として提供いただいているところでありますし、さらには出かけて行って、それぞれの事業所に行くわけでありませぬけれども、もう一つはあの中で旧の環境改善センターを作業所としているわけでありませぬけれども、そういう面では非常に4月以降仕事も順調に入ってきている状況でありますから、より充実させていくように町としても支援をしていきたいというふうに思えます。

加納議長  
大西議員

大西議員。

就労支援で今作業所や何かでやっている仕事の収入なかなか上がっ



ていかないのだと思うのです。これは、就労支援というのは社会に出て自立できるかどうかの問題なのです。ですから、年金もあるのだろうけれども、それにあれて自分で自立できる収入をという、今の作業所ではちょっと無理だと思うのです。だから、親も多分早く亡くなるだろうし、兄弟もなかなか面倒を見れないとなったら、行政がサポートしていくのだろうけれども、やはり自分で自活できるだけの収入を、それで我々議会としても障害者施設へ行っていろんな作業所見てきましたけれども、パン屋なんかが多いのですけれども、なかなかここでやるのは難しいだろうと。条件としては、シイタケなんかどうなのだと。農協のハウスもあるから、あの1個借りてシイタケづくり、それで生でシイタケ売れ残ったら干してというような形でやっていますけれども、菌を植えてやっていくだけですから、障害者区分が3以下の人なら大体できるのかなと、難しい人もいるかもしれませんが。そういうことで、物をつくって収入を上げるということも障害を持った人たちの喜びになっていくのだと思うのです。やっぱりそれだけの収入を上げる方策を考えていかないと、それは本人たちはなかなか難しいですから、行政がまず建物をつくったら魂入れて、そのためにはどういうことをやって、大体目標として月4、5万円は収入としてなるぐらいなことをしていかないと自立ってできないと思うのです。ですから、ぜひそこまでやっていきたいなと思っています。

それから、地域における生活等に関する支援というのは、今の中でそういうことで話しましたので、それであと発達障害者の家族に対する支援、やはり自分の子供がこういうふうになったというか、保護者が自分のせいでこうなったのかとかいろいろ自分で悩むのです。だから、あるところではそういう親たちが集まって茶話会を開いてということでもありますけれども、そういうのを多分保健センターでもやっていると思うのです、そういう保護者を集めて。ですから、それをもう少しいろんな人を入れながら、子供は10人寄れば10人いろいろですし、今は障害は一つの個性だというような形でいますから、そういう家族に心の負担を軽減させるような支援をしていくべきだと思うのですけれども、町長。

加納議長  
小林町長

町長。

まず、就労のBなのですけれども、委託してやっているのですけれども、今あそこの総合施設の外構をやっているのですけれども、あそこでハウスを含めた農業で、そこでつくった野菜等を売れるようなことを今後検討していきたいというふうに思いますし、シイタケということが今何か北海道でも全体的に少ないので、話題になっているということでもありますから、できる限り、自立までというのはなかなか難しいというふうに言われているのでありますけれども、少しでも自分たちで働いたものができるようにいろんなことを協力していただきな

がら進めたいと思いますし、それからあと生活面ではグループホームあるいは高齢者住宅の中でも障害者が入れるということになりましたので、そういうことで支援をしていくということとあわせて、NPO法人と連携しながら、より保護者のケアというのですか、そういう連携もしっかり果たしていくように町としても指導していきたいと思えます。

加納議長  
大西議員

大西議員。

私も余り発達支援の人のことは理解はしていませんけれども、自分なりに質問するのに勉強させてもらって、少しはわかったかなと思えますけれども、皆さんもよく理解をしていただいて、社会復帰したときに、これから障害者自立支援法で障害区分の3以下の人は施設に入れなくて地域で支えようということになっていきますから、ぜひそれを皆さんが理解をして、みんなでサポートしていく。学校でもぜひそういう、中央中にほかの学校から行くとそこに前はちょっと障害を持った子がいるといじめに遭うらしいのですけれども、その小学校から同じ小学校生活してきた子供たちはその子供が中央中でいじめられてもみんながサポートしてきたみたいなのです。だから、そういう小学校から中学校、そういうサポートを子供たちが支えていく学校運営を、経営をやっていただきたいなと思えます。

終わります。

加納議長

以上で大西米明議員の質問を終了いたします。

ここで11時15分まで休憩いたします。

午前11時05分 休憩

午前11時15分 再開

加納議長

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

質問順位2番、中村貢議員、空き家、空き地対策について町長に質問を行います。

中村議員

町長に空き家、空き地対策について質問いたします。

危険な空き家に市町村が撤去勧告命令等を出すことができる空き家対策特別措置法が5月の26日全面施行されました。適切に管理されていない空き家が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命、身体、財産の保護、生活環境の保全、空き家等の活用のため対応する必要があり、施行されました。これにより市町村も空き家等対策計画の策定をすることとなっていますが、この空き家対策特別措置法の運用をどのように考えるのか町長に伺います。

続きまして、空き地対策ですが、適切に管理されていない空き地の管理状態が景観、衛生等地域住民の生活環境に大きな影響を与えてい

加納議長  
小林町長

ますが、空き地対策についてもどのように考えているのか町長に伺います。

答弁を求めます。町長、登壇願います。

それでは、中村議員の質問にお答えをさせていただきたいと思いません。

まず、1点目の質問にお答えをさせていただきます。今議員が申されたとおり、平成27年5月26日に国による空き家対策の推進に関する特別措置法が全面施行となりました。内容につきましては、適切な管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体、または財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空き家等の活用を促進するため、空き家等に関する施策に関し国による基本方針の策定、市町村による空き家等対策計画の策定、その他の空き家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域振興に寄与することを目的としております。

以上を踏まえ、町といたしましても関係内部部局間の連携、必要に応じた協議会を組織、相談体制、実施体制の整備に着手し、現地調査を通じて町内における空き家等の所在及び状態の実態把握並びにその所有者の特定を行うことが重要であると考えているところであります。また、空き家等対策計画の策定を行い、各地区の空き家等に対する行政としての基本姿勢を町民に対して示しつつ、空き家等及びその跡地の活用方策についてもあわせて検討する必要があるところであります。さらに、適切な管理が行われておらず、結果として町民の生活環境に悪影響を及ぼしている空き家等については、法で定められている特定空き家等に区分され、必要な措置を講じることが想定されますが、新法ができたばかりであり、国、道からの技術的な助言及び支援を受けながら取り進めてまいりたいと存じます。

次に、2点目の空き地対策について質問にお答えをいたします。町民の良好な生活環境を保全することを目的として、空き地の環境保全に関する条例を制定しており、町広報紙に空き地管理を掲載して周知しているところであります。また、地域住民による情報等により現地状況の確認を行い、所有者に対して文書による指導を行い、遠方、高齢などの刈り取り困難な方には業者の紹介などを行い、管理を促進しているところであります。

今後人口減少や高齢化が進行する中においては、空き家、空き地が増加することも予想されるところではありますが、一方で商工業活性化推進事業費助成金制度において空き家等解体撤去費助成事業や土地住宅賃貸売買仲介事業を実施し、空き家、空き地の有効活用を促進しているところでありますが、平成27年度予算においても拡充すべく予算

措置をしたところであり、今後とも定住対策の一環として積極的な有効活用を図ってまいりたいと存じます。

以上、中村議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

加納議長  
中村議員

再質問があれば許します。12番、中村議員。

今町長からの答弁いただきまして、当然措置法に基づいての計画を策定しなければいけないわけですが、その策定についてのお願いというか、注意事項があるので、今回質問させていただきます。

まず、空き家対策の特別措置法によって計画の策定と空き家の調査に取り組むと思われませんが、23年度の調査によりますと市街で61戸、中土幌で32戸、農村部で24戸、全部で117戸の空き家があったというふうに書かれておりますけれども、4年後の現在、おおよそで結構なわけですけれども、何軒くらいの空き家があって、そのうち防災、景観など危険で早急に対応しなければならない空き家が何軒くらいあるのかお聞きをします。

加納議長  
小林町長  
加納議長  
増田  
建設課長

町長。

担当の建設課長にお答えをさせていただきたいと思います。

建設課長。

中村議員の質問についてお答えさせていただきます。

先ほどお話がありました平成23年度のデータにつきましては、土幌町住生活基本計画の数値でございます。空き家戸数全体で117戸でございます。現在は1割程度ふえておりまして、おおよそ130戸前後となっております。危険家屋につきましては、詳細の調査をしていないため現在のところ押さえておりませんが、近年の暴風時に破損した家屋は2軒報告を受けております。1軒は、外壁が剥がれたため建物所有者に修繕をお願いいたしました。もう一軒は、窓及び屋根が破損しており、景観上も悪かったため対応をお願いしていましたが、今月中に解体していただくこととなりました。

回答は以上でございます。

加納議長  
中村議員

12番、中村議員。

今の答弁ですと、約4年間で1割程度、130戸くらいになっているということですので、たまたま景観を害するようなところは1軒くらいという内容でありましたけれども、現実私が町内歩いてみますと、とてもではないけれども、今全然住宅に誰も入ってなくて、本当にひどい状態、要するに木造、今にもちょっと強風とか何かあると壊れそうなものが1軒どころでなくて数軒あるということで私は確認しております。その中で、危険な空き家について勧告を受けた物件は、固定資産税の優遇措置が受けられなくなるということで、所有者は自主的な対応が迫られることとなります。しかし、解体撤去費用がかかると同時に、資産税の優遇措置がなくなりますと普通の土地と同じように約6倍となるような固定資産税の負担が強いられます。大変厳しい負

担額になると思ひまして、当然高齢者とか年金生活者におかれましては大変厳しいものとなることが考えられます。例えば解体撤去費用の増額とかが何年かの据え置き措置とかが考えられますけれども、それについて町長の考えを伺います。

加納議長  
小林町長

町長。

空き家、空き地をできる限り定住対策の住宅対策として利用していきたいというのが町の基本的な考え方でありますから、今後ともそれを拡充する方向で進めるのでありますけれども、従前から解体については所有者に対して50万円を助成をしていたのでありますけれども、平成27年度から2分の1以内になるのですが、上限額100万円として、あわせて持ち主もそうなのでありますけれども、購入者に対しても同じような扱いで助成をしていくということで、できる限り空き家、空き地は住宅対策として有効に利用できるよう町としてもさらに今後拡充する方向で検討してまいりたいと思います。

加納議長  
中村議員

中村議員。

今町長から事前に商工業でやっている事業についても説明ありましたけれども、強制的な措置ということになりますと当然コストも労力もかかると。しかし、しよせんそれは対症療法にすぎないわけですから、まずは住居不能な空き家となる前に予防策を講じる必要があると思います。

そこで、現在、先ほど町長答えられましたけれども、商工会のほうでは町長からの委託を受けまして空き家等の解体撤去費用助成事業、昨年までは50万円ですか、それから今年度につきましては2分の1、上限100万円ということで町のほうの配慮を受けましてやっておりますけれども、昨年で2件、それから今年も措置法の施行となつての関係だと思ひますけれども、1件出ておりまして、その1件も今実際は工事中であります。ただ、問題は、解体しても当然それなりの土地の固定資産税がかかりますということで大変厳しいものがありまして、特に宅建、今町長が言われました宅建事業も一緒にやっておりますけれども、結局は整地にして、それを例えば当然売るということでやりますけれども、それが町の中ですと簡単に、簡単というか、売り手がついて、そこで住宅は建てられると。ところが、ちょっと田舎にいきますとなかなかそれが売れないということで、たまたま年配者の方が壊してそれをやったことによって、その固定資産税がかかるということで大変厳しい状態であるということで、商工会のほうで何とか土地住宅賃貸売買仲介事業ですか、この中でしっかりとやってほしいという要望があるのですけれども、なかなか厳しい状態であります。しかし、単純に町もこういう助成制度があつて、これが大きくこれからも空き家対策の需要がこの措置法に伴ひましてかなりふえてくると思うのです。少なくとも今年になって1件来て、実際されておりますけれども、

さらに2、3件今話があるということで商工会に来ております。そういう意味では、確かに大変厳しいと思うのですけれども、解体撤去費用の助成の中身をもう少し考える必要があるのかと思いますし、またあわせて同じく町から委託を受けまして土幌町住宅リフォーム費用助成事業、これもあります。これは、リフォームすることによって廃屋にならずに、何とか古くなくてもその住宅を直して、そこで住もうという形のものでありまして、これは実際には地元企業の活性化が目的でつくられた事業でありますけれども、これも実際には空き家についての対策につながると思われまますけれども、町長にこの解体事業とかりフォーム事業、これらについての今後の考え方をお聞きしたいと思えます。

加納議長  
小林町長

町長。

本町の定住の住宅対策というのは、1つは住宅団地を造成するというのと、それから賃貸住宅を民間の方に建てていただいて、大体30戸以上にここ10年ぐらいでなっているのですけれども、町としては平米1万円を助成するのと町内業者の2万円ということと、それともう一つは今年から町外の事業所もいいよということにしたのでありますけれども、順調にそれぞれ数もふやしていただいているのでありますけれども、もう一方の住宅団地の造成ということもあるのですが、住宅団地を造成すると結構財政的にも費用がかかるということからすれば、私もぜひ空き家、空き地を有効に活用するというのもこれから大事だということでもありますから、先ほど申し上げた固定資産税等々の問題があるのでありますけれども、土地所有あるいは固定資産税も含めてどういう扱いをするかということをごぜひ出していただける方向で検討するのと、もう一つは商工会の郷原さんにいろいろ需要と供給の調整をしていただきながら効果も上げているのでありますけれども、ぜひ空き地、空き家ということの壊すということの前に有効に利用している住宅については、リフォームの促進も含めてできる限り購入ができるようにさらに町としてもいろんな形で支援をしてまいりたいというふうに思っているところであります。

加納議長  
中村議員

中村議員。

最初の町長答弁の中にも空き家を公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的としたという形で町長も答えられているのですけれども、まさに今町長が答えられたとおりにリフォーム済めば何とかかなりますよと。それを例えば地域の個別の活動しているサロンだとか、地域の活動団体だとか、そこにその建物を直して、町がそれを買って直して、そこで公共的な利用をするだとか、そういう方向も考えられると思えますけれども、いずれにしてもこの場合もやはりリフォームの促進の融資や、それから優遇税制ですか、要するに優遇の税の措置を拡充すべきと思われまます。それと、空き家を地域の資源として再生

させることに何とか知恵を出すべきではないかと思えますけれども、再度町長その辺について、もう一度その利用の計画について考え方を伺います。

加納議長  
小林町長

町長。

有効に活用できる住宅については、リフォームも含めて積極的に売買なり、賃貸なりが進むようにということが私は最も効果的だと思いますので、そういう面でいろんな措置をしていくよう今後の予算編成の中でも検討させていただきたいと思えます。

加納議長  
中村議員

中村議員。

ぜひ検討していただいて、何とか廃屋になる前の対応処置、それから何とかリフォームしてできるような方法で検討させていただきたいと思えます。

それで、続きまして空き地対策についてなのですが、現在町内には恐らくかなりの空き地というのですか、があると思えますけれども、もちろん持ち主の方がおられると思えますけれども、空き地の数が大小関係なくどの程度、何カ所ぐらいあるのか。

それから、現実には先ほど空き地の環境保全に関する条例を制定ということで、その条例があるようなのですが、実際に景観が損なわれているというのが何カ所ぐらいあるのか伺いたいと思えます。

加納議長  
小林町長  
加納議長  
波多野  
町民課長

町長。

それでは、担当の町民課長のほうからお答えをさせていただきます。

町民課長。

中村議員の質問にお答えいたします。

1点目の町内に何カ所ぐらいあるかということでございますけれども、土幌、中土幌の市街地が中心になりますけれども、市街地で住宅がない空き地はおよそ130カ所ぐらいあります。そのうち町外の所有している空き地はおよそ40カ所ぐらいになるかなと思っております。

そして、2点目ですけれども、生活環境に影響のある土地ということでございますが、過去からの苦情を整理して、現在14カ所監視しておりますが、毎年2、3カ所ずつふえているのが現状でございます。

以上で答弁とさせていただきます。

加納議長  
中村議員

中村議員。

市街地関係で130カ所あるということなのですが、もちろんこれは地主が明確になっていると思うのですが、町外の地主の方が40カ所と。それから、景観を害するというか、いわゆる注意だとかいろんなことをやってもなかなかその空き地がよくなるというのが14カ所というふうに今お聞きをしました。

それで、現状は、確かに地主のわかっている方がいれば指導だとか、先ほどの規則に従って指導ができると思えますけれども、その場合でもなかなか高齢者の方たちは雑草を刈り取るとかその整備は難しい

と。その場合には業者を紹介しているということなので、なるほどとは思いますが、当然土地が広ければお願いしても相当なお金がかかるということだと思います。

それから、町外の方が今40カ所と聞きましたけれども、現実には町外の方はなかなか見に来れないだろうと。その中でも町外で今40カ所と言われましたけれども、恐らく道外の方もおられると思うのです。その場合については、当然空き地の環境保全に関する条例とか制定していきまして、その中で管理とかの方法うたわれていると思いますけれども、なかなかそうはならないのではないかと思います。それで、余りひどいと現実には隣の方がやっているのです。本来これ違反なのです。人の土地に勝手に入っていくということは、これは相手に訴えられたらとんでもないことになるのです。ただ、そう言われてもなかなか町のほうでもやってくれないと。それから、もちろん地主の方もやってくれないということで、泣く泣く訴えられてもいいからという形で隣近所の方はそこを草刈りだとか、余りひどければ整備をしていると。それが現実でないかと思います。その中でその人たちが言うのは、訴えられる前に、我々近くのボランティアというか、近所の人たちがする前に町のほうで何とかならないのかということが今言われています。これに対して現実には例えば納付書などを出しても宛先がなくて戻ってくるというのがあるのかどうかまず伺います。

加納議長  
波多野  
町民課長

町民課長。

固定資産税の納税通知につきまして実際に戻ってくるのは年に数件あることはあるのですけれども、ただそれは相手方が転出してしまって、町外に住んでいて、町外のほうで転出してしまうと、そして住所が変わってしまうということで、その辺を照会して、追跡して送って行って、最終的には2件ほどあります、今年の場合。そういう場合には告示送達ということで、送達とみなしたという形でいずれも送れるような体制ということで対応しております。

以上で答弁とさせていただきます。

加納議長  
中村議員

中村議員。

確かにあると思うのです、戻ってくるやつが。

それとあと、もう一つは、名義が1人の名義ではなくて、3件から4件の名義にその土地がなっているとなれば、それも兄弟それぞれ方々に住んでいるということで、例えば北海道に住まわられていても町外の方、町外で40カ所あると言いましたけれども、この中でも1人ではなくて何件かで持たれているとなればなかなか対応が難しいだろうと思われるのです。こういう対応についても何とかしなければならぬということなのですけれども、今回空き家対策と同時に空き地の対策についても一緒に新たにしっかりとした対策が必要でないのかと思われるのですが、最後に町長の考えを伺いたいと思います。



加納議長	町長。
小林町長	空き地対策も一回しっかり実態調査を行いまして、基本的な考え方はやっぱり所有者責任を追及していくということでありますけれども、その中で所有者責任を追及できないという件数もあるのかもしれませんが、そういうものについては町として対策も今後考えていきたいと思っておりますけれども、とりあえず今申し上げましたように実態をしっかりと押さえながら対応をしていきたいと思っております。
加納議長	以上で中村貢議員の質問を終了いたします。 続きまして、質問順位3番、清水秀雄議員、住宅リフォーム助成事業について町長に質問を行います。
清水議員	私は、町長に住宅リフォーム助成事業についてお伺いをいたします。 町内経済の活性化促進を目的に、町商工会と連携して2013年度から実施された住宅リフォーム助成事業は、初年度に27件、14年度に20件、合わせて47件、工事費で5,200万円余が町内業者の仕事として確保されました。助成された商品券は、357万円余が町内に循環したことになります。この事業は、今年度で終了する予定になってはいますが、工事に携わってきた業者からも事業の継続を求める声があります。折しも国のまち・ひと・しごと創生法は、地方自治体に総合戦略策定の努力義務が課されています。一事業として継続し、事業者並びに働く労働者の仕事確保に役立てられてはとありますが、町長の所見をお伺いします。
加納議長	答弁を求めます。町長、登壇願います。
小林町長	それでは、清水議員の質問にお答えをさせていただきたいと思っております。 土幌町住宅リフォーム費用助成事業につきましては、平成23年第1回定例町議会及び平成24年の第2回定例町議会において清水議員から助成制度の創設についての一般質問をいただき、商工会とも協議の上、平成25年度より3カ年の事業として開始したものであります。制度の概要については、町内の施工業者を利用して住宅のリフォームを行う場合に工事費の10%相当額を商工会発行の商品券で助成するもので、助成額は10万円を限度としているところであります。 2カ年間の事業実績については、ただいま清水議員が申されたとおりでありまして、平成25年度においては27件で工事費が3,508万円、助成金は213万6,000円であります。平成26年度については、20件で工事費が1,726万円、助成金が143万7,000円であります。2年間の合計で47件、工事費においては5,234万円で、うち助成金が357万7,000円となっております。 本事業については、町内の施工業者の受注機会の拡大、さらには雇用の確保と助成金を商工会発行の商品券で交付することによる町内の購買の拡大を目的としており、助成金額の15倍に当たる5,234万円も

のリフォーム工事を町内17の施工業者が行い、大きな効果があったと評価をしているところであります。

本事業の来年度以降の継続についてであります。3年間事業という計画でありますから、3年間の実態もよく検証しながら、現在の厳しい経済状況や雇用状況を勘案しながら、町内経済の活性化が図られるよう継続する方向で新年度予算に向けたオータムヒアリング、あるいは予算編成作業の中で検討してまいりたいと存じます。

以上、清水議員に対する答弁とさせていただきます。

加納議長  
清水議員

再質問があれば許します。6番、清水議員。

継続する方向でオータムヒアリングと新年度予算編成で検討したいという前向きな答弁をいただきました。ありがとうございます。特に私の前段の質問にありましたように、住宅リフォーム助成制度が商工会に活性化をもたらしているということは事実であります。そういう点からもぜひ事業の継続を望むという声がありましたから、その点では町長の努力を今後期待するものであります。

そこで、お伺いをしたいのですが、25年度に27件の工事があったのですが、この中で主体的にはどのような工事が行われたのでしょうか。そういう点もお伺いして、お答えをいただいてからにしたいと思うのですが、その点についても今後の検討材料とすべきだというふうに思いますので、お伺いをいたします。

加納議長  
小林町長

町長。

担当の産業振興課長のほうからお答えをさせていただきたいと思えます。

加納議長  
高木産業  
振興課長

産業振興課長。

産業振興課長、高木よりお答えをしたいと思います。

平成25年度におきましては、27件のリフォーム工事が行われたわけでございますけれども、この工事の内容ということの質問かと思えます。25年度におきましては、いわゆる増築等を伴う形の基礎、土台、外壁、屋根、壁、天井等の工事が全体の約21%の工事をしております。それから、2番目に、浴室、台所等のいわゆる水回りの改修工事、これが約20%ということになってございます。3番目に、屋根、壁等の塗装工事、これが全体の17%と。次に、給排水等の設備工事、これが全体の12.4%ということで、この4つが主な改修リフォーム工事という内容でございます。

以上であります。

加納議長  
清水議員

6番、清水議員。

ありがとうございます。

私もいろいろ調べてみました。課長から今答弁いただいたとおりです。第1位として行われたのが基礎、土台、外壁、ひさし等、床だとか内壁、天井、そういう工事です。これが金額でいえば719万円とい

う工事が行われているのです。26年度と比較すると、26年度が20件に減ってしまっているということがありますが、これは考えてみれば消費税が3%増税になるということで、25年度に前倒しで行っているのだらうというふうなことも考えられます。それはそれとしてよろしいのですが、私がお伺いしたいのは、この助成制度どこまで町民に周知されているかということについては疑問があるなというふうに思っています。というのは、工事業にお伺いをしてみました。そうすると、今4点ほど課長は挙げられました。基礎、土台だとか浴室、台所の改修だとかそういう事業をむしろ工事業者が頼まれて、これに対して助成事業がありますと、リフォーム助成事業がありますよということを知らないで業者に依頼してきたということが結構あるのだそうです。そうすると、どのようにして住民に周知してもらうために努力をされているのでしょうか。その点をお伺いしたいのですが。

加納議長  
高木産業  
振興課長

産業振興課長。

産業振興課長のほうからお答えをいたしたいと思います。

この住宅リフォーム事業の周知方法でございますけれども、商工会のほうに委託をした形でやってございます。周知方法につきましては、新聞折り込み等の中で住宅リフォーム助成事業、このようなチラシ等も入れながら周知を行っているということ等に加えて、あと町内の施工業者の方々にこの制度を始めるときの制度説明会ということもさせていただきながら、逆に町内施工業者が営業していただくときの町からこういう助成事業がありますよということで使っていただくようなことで周知に努めているところでございます。

以上であります。

加納議長  
清水議員

6番、清水議員。

ありがとうございます。

町から、今課長が示されましたけれども、こういう折り込みしているのです。ただ、今新聞に折り込んで、たくさんの広告の中にこういうのが折り込まれてしまうとほとんど見ないという人が多いということが1つあります。

もう一つ、広報でも周知しているはずなのですが、それもなかなか読まれていない。私も数人の人たちに聞いてみました。この制度があるの知っていますかと言ったら、ほとんど知らないのです。先ほども言いましたけれども、工事やっている、今既に結構リフォームやっているのですが、そういう人たちどこまでその助成制度を知っているのだらうかと。最高10万円の助成を受けられますよという、そういういい助成制度があるということをやはり十分に周知されていないということがあつれば、そのところは最大限努力するべきだらうと。そのことによって多くの住民に利用してもらって、そのことが商工会を活性化させるという働きがあるわけですから。例えば帯広市なんか

は、たくさんの申し込みがあって、抽せんで順番待ちという状況もあるわけですから、そういう点、帯広市と士幌町同じというふうにはならないかもしれません。しかし、私は、繰り返しになりますけれども、十分に周知されていないということがかなりあるのではなかろうかというふうに思います。そういう点もぜひ改善されて、この助成制度を住民の多くの人たちに利用していただいて、ひとつ何とか商工会の活性化につなげていければというふうに思いますし、それが士幌町の元気を取り戻す一つの要因となればというふうに思います。そういう点での改善を求めて、質問を終わります。

加納議長 町長。

小林町長 最近私も知り合いでリフォームをしたのですけれども、業者の人からこういう制度があるということで教えてもらってやったという話も聞いているのですけれども、ただ私ども4月号の広報にも周知しましたし、商工会もPRしているのですけれども、商工会のほうが業者も含めてしっかりPRなり、そういう普及をしていくということを商工会にも取り組んでいただくよう強く指導していきたいというふうに思っています。

加納議長 以上で清水秀雄議員の質問を終了いたします。  
ただいまから1時まで食事休憩といたします。

午前 11時54分 休憩

午後 1時00分 再開

加納議長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

質問順位4番、飯島勝議員、子ども・子育て支援事業計画について町長に質問を行います。

飯島議員 それでは、子ども・子育て支援事業計画につきまして町長に質問させていただきます。

平成27年度から5年間の士幌町子ども・子育て支援事業計画が策定されました。この支援事業計画の中の自由意見に要望で体操教室、子育てで困ったときの相談場所、子育て110番の設置とあるが、本町として今回の支援事業計画にどのように盛り込まれたのかを説明を求めます。

さらに、フィンランドの切れ目のない家族支援、ネウボラが話題になっておりますが、妊娠、出産から子育てまでの家族を支援し続けるフィンランドの育児支援サービスについて町長はどのように考えておられるかお聞きします。

加納議長 答弁を求めます。町長、登壇願います。

小林町長 それでは、飯島議員の質問にお答えをさせていただきたいと思いません。

平成24年8月に制定された子ども・子育て支援3法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項において全ての自治体に策定が義務づけられている計画であります。本町においても計画の策定に向け、就学前並びに小学生の保護者に対し、サービスの利用状況や今後の利用希望、町の取り組みへの評価、要望などを把握するため、平成25年12月にニーズ調査を実施したところであります。

計画策定に当たっては、保護者や関係機関、有識者より選出した町民による委員で構成する子ども・子育て会議に諮問し、調査、審議いただいた答申をもとに策定したところであり、計画の主たる項目は国の示す必須記載事項を中心に各年度における幼児期の教育、保育の量の見込み及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、さらにそれらを実施しようとする提供体制の確保の内容及びその実施時期を具体的数値目標を定めて策定したものであります。

飯島議員の質問にあります自由意見全てについての記述はありませんが、それらを踏まえて包括的に記載をしているものであり、さらに子育て支援事業等の推進の際に毎年実施します子ども・子育て会議において計画の進捗状況の確認、評価をする中で、具体的事項として取り組むべき必要性について意見を伺いながら検討してまいりたいと存じますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、ネウボラとはフィンランド語でアドバイスの場所を意味しております。フィンランドにおいて1944年に法制度化されました出産子供ネウボラは、妊娠期から就学前にかけて子供家族を対象とする支援制度であり、かかりつけネウボラ保健師を中心とする産前産後、子育ての切れ目ない支援のための地域拠点そのものを指しています。ネウボラの特色は、利用者中心の切れ目のない子育て支援であり、親が安心して産み育てられる体制を普遍性の原則をもって行うものであります。子育て支援対策は、町政推進の大きなテーマであり、今後の展開に向けてネウボラについても十分研究しながら、子育て支援を推進してまいりたいと存じます。

以上、飯島議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

加納議長  
飯島議員

再質問があれば許します。7番、飯島議員。

それでは、ただいま回答いただきましたことに再質問させていただきます。

自由意見を踏まえて包括的に計画されているということですが、先ほど言いました3つのことについて民間の土幌町子育て支援センターに依頼をしているのかどうかお伺いしたいと思います。

加納議長  
小林町長  
加納議長

町長。

担当の子ども課長のほうからお答えをさせていただきます。

子ども課長。

高橋 子ども 課長	<p>子ども課長、高橋よりお答えさせていただきます。</p> <p>今質問のありました地域子育て支援センターのほうにこの3つの事業について依頼しているかということでございますが、体操教室については依頼はしてはございません。そして、子供の相談センターの機能的なものは、子ども課の子育て支援係が中心となっはいるものでございますが、地域の支援センターのほうにもお願いしているところでございます。</p>
加納議長 飯島議員	<p>再質問あれば、7番、飯島議員。</p> <p>まず、今お聞きすると、土幌町の子育て支援センターのほうには大きな役割をお願いしているわけではないということでありました。</p> <p>そこで、お聞きしたいのですが、今回の事業支援計画というのは、あくまでもいろんな各課がそれぞれの大きな国から言われている部分を網羅してつくり上げたのだというふうには思うのですが、この中で特にお聞きしたいのは、例えば体操教室という自由意見の中に出ている言葉の具体的なことを何を言って体操教室を要望しているのかなということがまず興味がありますので、それについてお答えをお願いしたいと思います。</p>
加納議長 高橋 子ども 課長	<p>子ども課長。</p> <p>子ども課長、高橋よりお答えさせていただきます。</p> <p>自由意見の中の体操教室ということでございますが、体操教室の具体的なものというのは記載はないのですが、具体的な一つとしてはベビーマッサージのようなものというふうな意見が書かれているものがございます。これにつきましては、26年度、子ども課の中の子育て支援係の事業といたしまして、27年2月に親子で童歌ベビーマッサージという童歌をBGMのような形でお子さんに、乳幼児対象なのですけれども、全身をマッサージして親子の触れ合いを深めるというような事業は実施しております。</p>
高橋 子ども 課長	<p>(何事か言う者あり)</p> <p>あと、こういうような実際のイベント的なものは実施はしておりませんし、このアンケートの中でも具体的なことは記載はしていないですけれども、うちのほうの取り組みといたしましてはこども園ではリズム運動というようなものを取り組んでいたりしておりますし、子育て支援のほうでは毎月出しております子育て支援だよりという中で体幹を親子で鍛えるというような1こまずつの絵と文字で紹介したものを連載して、お便りとして発行はしていたりします。</p>
加納議長 飯島議員	<p>飯島議員。</p> <p>今言うことでないのか、私は体操教室と言われてぴんときたというか、まず第一印象で受けたのは、乳児のときには非常に体がやわらかかったのに幼児になり、子供になると非常に体がかたくなるということがよく経験します。このことを考えると、今言われたようなベビー</p>

マッサージとかいう体をやわらかくするということは、きっとお母さん方の中に何か感じているのかなというふうに思うのと、もう一つ、股関節脱臼というのが健診のときに見つかる、1歳ぐらいで見つかる、1歳前で見つかるというのよりも何か歩き始めてから見つかることが多いように最近なってきたということを考えると、多分発育段階でちゃんとははいはいをしないで、すぐ立つことにお母さんも喜びを感じているのかなというふうに思っていて、発育段階をしっかりとお母さん方にお話をする必要がある時期になってきたのかなと。四足歩行というのは、ある意味では動物にはありますが、二足歩行になると非常に股関節に無理がかかるということはあると思うので、そういう部分でもう少しきめ細かいところで体操教室という中に含めていただけるといいなというふうに、これは要望になりますけれども、この点について何か意見があればお聞きしたいと思います。

加納議長  
小林町長  
加納議長  
大森保健  
福祉課長

町長。

保健福祉課長のほうでお答えさせていただきたいと思います。

保健福祉課長。

保健福祉課長、大森より回答させていただきます。

やはりはいはいをしないで歩行するというお子さんも中にはいらっしゃると思います。ただし、私どものほうでは健常な発達をなるべく促すというような意味で、はいはいをしているかどうかとか、正常な発達過程がどうそのお子さんの発達過程の中にあるかということは把握させていただきまして、その中でははいはいを勧めていくようなことも健診の中では指導しております。

以上でございます。

加納議長  
飯島議員

飯島議員。

今のお答え聞きまして大変安心をしました。一足飛びにどんどん成長することは、非常に喜びの部分になると思うのですが、そう簡単にどんどん成長、飛び級でいくということが必ずしもいいことではないというふうに思いますので、その点は本当にこれからの中でも注意して指導いただきたいというふうに思います。

私今回体操教室だとか、子育てで困ったときの相談場所だとか、子育ての110番ということで、そういう場所を多分お母さん方が要求したのかなということを思って、たまたまネウボラというような事例を挙げさせてもらいました。町長もこの辺につきましては詳しく説明をしていただいたので、非常にある意味では前へ進めるかなと思うのですが、土幌町には現在先ほど子育て支援センター、民間の支援センターでは全部は対応できていないみたいだったのですが、土幌町にこういうものが必要だというふうに思われるのかどうかということをまず1点聞きたいと思います。

加納議長

町長。

小林町長 今回子ども・子育て支援計画の中でも相談であるとか、地域でも支え合うということの大きなそういう流れもあるのでありますけれども、今少子化の中でいろんな形で相談をしたり、あるいは助言をしていくというようなことも今後大事になると思いますけれども、子育て支援センター、あるいは中土幌の児童相談所を通じながら、いろんな形で相談できる窓口を広げていくよう町としても今後努力をしていきたいと思えます。

加納議長 飯島議員。

飯島議員 それで、もう少し詰めていいですか。このネウボラを例えば土幌町に、土幌町に合うやり方がどうなのか、私も実のところを言うと日本に紹介をされている文章ぐらいしか見ていなくて、実際にどういうふうに行われているのかということはわかっていません。現実にはそういう場所に遭遇したこともないのですが、ある意味では子育ての、子育てというか、妊娠するところから始めて、いろんな過程の中で一連の相談ができる場所というような言葉だったものですから、非常にそういう面では興味のあることだったなというふうに思っているのですが、まずこのネウボラを土幌町に取り入れようとしたときに何が課題なのかなというものがもしわかれば教えていただきたいと思えます。

加納議長 保健福祉課長。

大森保健 保健福祉課長、大森より回答させていただきます。

福祉課長 私テレビで前にネウボラのことを見ていたので、若干そのときに知識を得たぐらいで、調べてみたのですが、ネウボラを入れるとしましたら、フィンランドにおきましては保健師がそのお母さんを妊娠期から担当をしていくという形になると思えます。1対1の担当制になって、妊娠期から出産、子育ての時期まで担当保健師がその母子を支えていくという形をとっていると思えます。そのアドバイスをする場所がネウボラ、アドバイスの場所というところで、そこに行けばお母さんが安心するという場所だというふうになっているのではないかなというふうに捉えております。そうなりますと、土幌町にそれを入れるということになりますと、やはり人の問題とか、そういう専門職の問題とか、果たして1対1の母子に対してずっと子育ての時期を支えていけるのかというところの問題、可能なのかというところはあるかなというふうに思えます。

ただ、今、日本の中にもこの制度を、似たような制度を浦安市とか世田谷区とか入れてきていまして、マイ保健師とか子育てコーディネーターとかという名前で支えていこうとしている、完全にネウボラを入れているのではなく、そのような方法を取り入れている市とかも多くなってきているのではないかなというふうには捉えておりますが、今現状の中ですぐ取り入れていくということにはまだまだこれから研究が必要ではないかなというふうに考えております。



加納議長	<p>以上でございます。          暫時休憩します。</p>
	<p>午後 1時18分 休憩          午後 1時19分 再開</p>
加納議長	<p>それでは、休憩を解きます。          7番、飯島議員。</p>
飯島議員	<p>今の家族支援の部分もネウボラには含まれているというのですが、士幌町というのは例えば出生率で見ても、北海道だったら1.27ぐらいですか、今は何か1.27ぐらいと言っていました。多分士幌町は1.61ぐらいはある。全国で見ていると1.42とかいう数字しかない中で、比較的南のほうの県が高いようで、それでも2.何ぼとかいかないで、1.何ぼとか8とかいう数字のようなのですが、そういう意味でいくと士幌町って下地があるなと感心して思っていますし、実際に子供の数から見てもほかの町村は小学校だってほとんど1校、2校しかないのに、うちは小学校が8校もあるという中では本当に子育てのほうにはされていると思います。</p>
	<p>その前段のほうで、妊娠ということも含まさるのかわかりませんが、多分23日、22日ですか、23日ですか、パパママ教室とかありましたよね。16日ですか、やりましたよね。今度は23ぐらいにあるのですか、今晚。そういう何か家族を支援するという意味でも士幌町はやっておられると思うのですが、たまたま16日のときの夜にパパママ教室をされたということなのですが、そのことを若干説明してもらえますか。</p>
加納議長	町長。
小林町長	<p>パパママ教室の中身については、担当課長のほうから報告申し上げますけれども、全体的に子育て支援をするということでは、先ほど保健福祉課長のほうから説明したようにネウボラについては保健師が中心になって、マンツーマンで支援をしていくということでありましてけれども、そういう形をとるかどうかということでありましてけれども、本町もかねてから母胎から楽土までという、そういう福祉の考え方で踏襲していることもありますから、必ずしも保健師だけが対応するのではないけれども、関係機関が連携をしながら、安心して産み育てるということを地域で取り組めるように努力をしていきたいと思っておりますし、あわせて前回の議会でも答弁したとおり、比較的本町出生率が高いということで、1.66ぐらいで推移をしているわけでありましてけれども、できる限りそういう環境づくりのために町を挙げて努力をしていきたいというところでありましてけれども、具体的に16日のパパママ教室もそういう子育て支援の取り組みなのでありますけれども、内容については担当の保健福祉課長のほうからお答えをさせていただきたい</p>

と思います。

加納議長  
大森保健  
福祉課長

保健福祉課長。

保健福祉課長、大森より回答させていただきます。

16日にあったパパママ教室は、パパママ教室は2回を1コースとして年3回行っております。その1回ということで、保健師、栄養士による講話と父親と一緒にの沐浴体験等でございます。2回目が助産師による分娩の経過、呼吸法、母乳、育児についての講話がありまして、父親の妊婦疑似体験等を入れております。16日は1回目ですので、対象はちょっとその時期少なくなくて3組で、実際に出席したのは2組というふうに聞いております。ただし、26年度の受講率は、初妊婦の受講率は73.7%でございました。

以上でございます。

加納議長  
飯島議員

飯島議員。

今パパママ教室にもどうやらたくさんの方がこれからおいでいただけるための一つの準備はできているかなというふうに感じました。その意味では、これからさらに口コミで広がっていけばいいなというふうに感じております。

ただ、これも一つの方法だというふうに思っていて、これもネウボラの中の取り組みの一つだと思うと、結構そういう意味でこれからの中で、特に私は子育て支援で困ったときの相談場所とか、気軽にという言葉もきっと入るのかもしれませんが、先ほど前段でもお話があったように、相談するのなかなか勇気が要ることの一つだというふうに思っていて、そういう意味では気軽にという言葉がこれから出てきて、ちゃんと文章を読んでもらっていて、そこに参加してもらうという、逆にパパママ教室の場合は昼間ではなくて夜の対応というか、そういう講義をしていただいているわけですから、参加しやすいような形をとっていただいているなというふうに感じています。そういう意味で、これからもう少しどんどんふえてもらえることは期待したいなというふうに思います。

この相談をして、やっぱり安心してというか、ほっとしてというのか、心穏やかになって帰宅してもらえる、そういうためにはしっかりと相談に乗っていただいて、適切なアドバイスがあって、そのことが大きなその受けた人のその後の子育てにいい影響をしていただければいいなというふうに思っていますので、非常に大切なことの一つだなというふうに私は思っています。だから、これは人口減少の対策の一つだと町長先に言われますかもしれませんが、出生率の高い県の方のお話だと、長生きしたお母さんが子育て役になる。子育ての負担がなくなった母親は次の子を産むというような言葉があって、逆にここがきっと私は場所をつくるということもさることながら、実際はそちらのほうが大きな目的なのではないだろうか。そのことで子供は授

かるという地域は授かって、つくるものだと思っている地域はつくり  
ないとかいう言葉もあるのですから、逆に言うと子育てをしても大丈  
夫、育てられるぞというような安心したい子育て環境をつくってあ  
げるといことが私は最終目標の一つだろうというふうに思ってい  
て、この点についてはネウボラであろうとなかろうと、それに近いよ  
うなことをやはりどうしてもやらなければならない時代になったのか  
なというふうに私は考えます。したがって、そのための課題を解決し  
ながら次に進めれるような、そういう考え方がなければ前へ進めない  
のではないかなというふうに感じていて、せっかく土幌町は子供を育  
てる環境についてはある程度下地がもう既にあるわけですから、これ  
をさらに前進させるためにはそういういろんなことを上手に使ってほ  
しいなというふうに私は思います。

専門家も土幌にはそんなにたくさんはいないかもしれませんが、で  
も子育ての経験をされた保健師の方々は何人もおられるわけです  
から、そういう方々が適切なアドバイスをして、相談に来られたお母  
さん方に安心して帰ってもらい、ほっとして帰ってもらいとか穏やかに  
帰ってもらえれば、土幌にはないかもしれませんが、最近よく聞く幼  
児の虐待とかということも防げるのではないかなと、つくづくそうい  
うふうに思いますので、その辺はぜひこれからの中で何とかそれに近  
い、ネウボラをやってくれと言っているのではなくて、ネウボラに近  
いことはやっぱりやらなければならない時代になったのかなというふ  
うに思いますので、この点については町長どのように考えますか。

加納議長  
小林町長

町長。

今飯島議員から提案がありましたネウボラについては、保健師が中  
心になって対応していくということでもありますから、これはこれです  
ばらしい取り組みなのですけれども、なかなかこれがすぐ実現できる  
かどうかというのは私ども十分検討していかなければならないとい  
うことでもありますけれども、いずれにしても地域の中で子供を安心して  
産み育てるとい環境づくりをどう進めていくかというのが大きな課  
題でありますから、ただ先般の報道の中でも、今、日本では地方創生  
を取り組もうということでもありますけれども、残念ながらまた出生率  
が何年かぶりに下がったということでもありますけれども、逆に同じこ  
ろの報道ではスウェーデンでは出生率が上がっているという、こうい  
う記事もあったわけでもありますけれども、やっぱり女性が働きやすい  
というのか、安心して働きながら子供が育てられるということと子育  
てに対する支援をどうできるかということが大きなポイントになるの  
だというふうに思うところでもありますけれども、先般私どもも町内の  
各企業にぜひ女性が例えば休暇だとかそういうものがとれるように取  
り組んでくれというふうに農協を初めとする関係機関をお願いをして  
きたところでもありますけれども、今後ともそういうことがぜひ普及で

きるように、4月から子育て支援に対する特別のコーナーもつくりながら、そういうものを普及させていただきたいというふうに思うところでもありますけれども、ただ子育て支援についてはそういう面では町はもちろんでありますけれども、いろんな形で取り組んでいかなければならないですが、今現在児童支援センターでやっているファミリーサポートシステムであるとか、それから要望の中では、前回の議会でも出てきましたけれども、病児病後児の体制をどうとれるのかということだとか、あるいは小児科の医者の配置をどうするかということがそんなようなことが子育てをする中では必要だというふうに出ているのでありますけれども、なかなか難しい課題もあるわけでもありますけれども、民間の方の協力をいただきながら、何らかの形で進められるように町としても努力をしていきたいというふうに思っているところであります。

加納議長  
飯島議員

飯島議員。

今子育てという中での話と少しもしかしたら意見がずれるかもしれませんが、先般というか、昨年に下居辺保育所に十勝振興局の子供の担当の方が調査においでになって、下居辺の保育のやり方等を調べていかれました。その中に無認可の保育所の基準があって、下居辺はそれに適合していない。それは、常に保育士が複数でなければだめだというふうは無認可の基準の中には入っているのだよというようなことでお話がありました。我々のほうは、5人以下は1人の保育士ということで一つの基準を設けて本町はやってきたのですが、実際にその基準ではまずいのではないかというような話が出ていまして、非常にある意味ではショックを受けたと。せっかく僕ら短時間でも2人体制にしてやってきたつもりなのに、褒められずに逆に言うとおまえたちは違ふと、だめだというような言い方をされたのが非常にショックだったことは事実なのですが、土幌町として土幌で無認可というと、土幌の認定こども園なり、中土幌の保育所なりは認定ですが、それ以外は無認可なわけですから、当然常に保育士は複数でなければならないという、そういう規定が適合されなければいけないと思うのですけれども、町長はこのことをご存じだったのでしょうか。

加納議長

暫時休憩。

午後 1時34分 休憩

午後 1時34分 再開

加納議長  
小林町長

休憩を解きます。

事実関係については、子ども課長のほうからお答えをさせていただきます。

加納議長

子ども課長。

高橋 子ども 課長	<p>子ども課長、高橋よりお答えさせていただきます。</p> <p>認可外保育所ということで、基準については認可保育所に準ずるといふようになっておりまして、既に保育されている児童が1人である場合は保育士は1人でいいのですけれども、2人以上のときは2人の保育士が必要であるといふにはなっております。1人の子供の場合は1人の保育士でいいのですけれども、2人になると1人の保育士では、その1人の保育士が何かあったときということ考えられるので、2人の配置ということで。</p>
加納議長 飯島議員	<p>飯島議員。</p> <p>今の説明でありますと、今までやってきたことは少し違うと。今までは5人以下は1人だよということで、1人の保育士の給料しか出ていなかったことは間違いないわけですから、その点は本当に、これは下居辺はもう閉所してしまいましたので、下居辺そのものは関係ないかと思うのですが、これからの中でこの辺をしっかりとしておいてもらわないと、5人以下になったから保育士は1人ですよという言い方で1人分の保育料しか出ないというやり方の中ではいろいろ問題が起こるのではないかと。今子ども課長がお話しされたことと整合しないのではないかなといふふうに思いますので、その辺は今後しっかりと詰めた形で中で対応ができるようにしておいていただきたいなといふふうに思っています。</p>
	<p>実のところを言うと、私もそのこと知らなくて、昨年の暮れになってから上土幌のほうの町長さんにお聞きしましたら、上土幌は既にそのことでやっていますよということをおっしゃっていて、土幌は知らなかったかもしれないなということで、非常にそういう意味では残念に思いました。やりくりしながら1年間1人の保育士の給料分だけで運営をしてきたものにとっては、非常に残念に思っています。町長、何か意見ありますか。</p>
加納議長	<p>暫時休憩します。</p>
	<p style="text-align: center;">午後 1時38分 休憩 午後 1時42分 再開</p>
加納議長 山中保健 医療福祉 センター長	<p>それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。</p> <p>保健医療福祉センター長。</p> <p>保健医療福祉センター長、山中よりお答えをさせていただきたいと思っております。</p> <p>今26年度の認可外保育所の立入検査において改善を求められたということで、指摘事項で複数体制がいなければならないといふふうに指導を受けたということでございますけれども、町としましてはへき地保育所の地域運営の打ち合わせの中で1人分の補助を行いますという</p>

形で補助をさせていただいているというのが現状でございます。その中で、町の認識もちょっと足りなかったのかもしれないのですが、家庭的保育で今の基準でいっても5人以下には1人の保育士ですよとかという基準もございます。その中でいきますと、常時2人がいなければいけなかったのかどうかという点では我々のほうの指導的立場のほうとしても認識がちょっと不足していたのかなという点がございますので、その辺は反省していかなければいけないかなと思います。今後その辺の内容等も詳しく精査いたしまして、ほかのへき地保育所等に対してもきちんと体制がとれるようなことを点検をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

加納議長  
飯島議員

飯島議員。

今、今後ちゃんと検討するというふうに言ってくれましたので、それはそのことで受けたいというふうに思っています。今後いろんなことが起こる可能性もあるわけですから、やはり大事なところはちゃんと押さえておいてほしいなというふうに思っています。ちなみに、ただいまの部分というのは、認可外保育施設指導監督基準の33条の2項に定められているというふうに資料をいただきました。子ども・子育てについては、やはり町全体が地域に住んでいるものにかかわりなく対応していただかなければいけないなというふうに感じておりますので、この点についてはしっかりと土幌町のどこに住んでいても同じような対応がしてもらえるような、そういう仕組みがなされなければいけないのではないかなと思いますので、よろしく願いをしたいなというふうに思います。

最後に、もう自分としてはあれなのですが、この子ども・子育てということになりますと、やはり子ども・子育てに対応しているお父さん、お母さん方が本当に不安に思わずに心穏やかにして子育てをしてもらえる、そういう環境、子供を育てる環境ってそういうものではないかなと思います。施設がどうのこうのとかいう、施設があるにこしたことはないのですが、それよりも子育て真っ最中のお母さん、お父さん方が安心して子供を育てれるよというような、そういう仕組みとか、それが本当に大事なことだというふうに思いますので、ぜひ先ほど言ったネウボラにこだわらずに、もう既にいろんな面に対応しているからこそこそうやって出生率が高くなっているわけですから、それをさらにさらに前へとかいう、出生率がさらに高くなるように、そういうための努力をお願いをしたいというふうに思っております。これは要望でありますので、回答を求めるわけではありませんが、ぜひ安心して子育てができる、そういう不安がないお母さん、お父さんにしてほしいなというふうに思いますので、そういういいながらもいろんな面で難しいことが子育てすれば必ず直面するわけですから、そのとき

には気軽に相談に応じて、ちゃんと納得をしてもらって話が終わるといふふうになるように心から祈念をしたいと思います。

以上です。

加納議長 以上で飯島勝議員の質問を終了いたします。

続きまして、質問順位 5 番、和田鶴三議員、介護制度の改正による影響と本町の対策について町長に質問を行います。

和田議員 私は、介護保険制度による影響と本町の対策についてお伺いをしたいと思います。

介護保険制度の要支援 1、2 の高齢者向けサービスを介護保険から外して、市町村による別のサービスに移行させる制度改悪が2015年度から開始され、最終年度が2017年度にされています。市町村に移されるのは予防通所介護と予防訪問介護で、これまでのヘルパーなどの介護専門職が行ってきたサービスをボランティアなど非専門職による安上がりなサービスに置きかえられます。サービス事業には上限がつけられ、自治体は給付費の抑制が求められているとしています。ボランティアなど受け皿がなく移行は困難、サービスが低下し、重度化が進むのではないかと危惧されます。高齢化社会にあって、高齢者はいつかは介護を受けなければ生活が成り立たなくなるときがやってきます。本町は、福祉村構想の町としての努力を重ねてきましたが、安心して住み続けられる町として今後とも介護難民をつくらない、つくらせないため、本町はどのように対策を考えているか町長の所見をお伺いしたいと思います。

加納議長 答弁を求めます。町長、登壇願います。

小林町長 それでは、和田議員の質問にお答えをさせていただきたいと思いません。

ご案内のとおり、介護保険制度の改正により第6期の介護保険事業計画からは新しい総合事業が創設されています。従来の予防給付のうち、介護予防訪問介護、いわゆるヘルパー事業と介護予防通所介護、いわゆるデイサービスについて、また地域支援事業のうち1次予防事業と2次予防事業についても順次新しい総合事業へ移行されるというふうになったわけであります。新しい総合事業においては、要支援認定を受けている方へのサービスと基本チェックリストでの介護予防事業の対象となった方へのサービスが一体的に提供されるようになるものであります。また、サービス内容も多様化が図られ、さまざまなサービスが提供されることになっております。

実施時期については、第6期の計画中に総合事業へ移行することとされているところであって、本町の予定では平成29年度の4月には完全移行することとしているところであります。

また、具体的なサービスの内容について申し上げたいと思えますけれども、介護予防訪問介護では現状の訪問介護事業者の訪問介護員に

よる身体介護あるいは生活援助のほか、新しい事業として1つは訪問型サービスAというふうに例示がされているわけでありましてけれども、それでは自力では困難な行為について専門的なサービスが必要でない方に対しての事業者による生活援助、それから訪問型Bとしては自力では困難な行為であるが、専門性の必要のない生活援助をボランティア等による住民主体の取り組み、それから訪問型サービスCでは体力や日常動作に改善が必要な方で通所困難な方への保健師、看護師、管理栄養士による訪問指導、それから訪問型サービスDではサロン等の通所サービスを利用する際に送迎の必要な方に対して移送サービスなどの実施を検討しているところであります。

また、介護予防通所介護においては、現状の専門的な通所介護を必要とする方への通所介護施設での実施のほか、新しい事業として通所型サービスAでは専門的な通所介護まで必要な方が生活機能向上のために事業者によるミニデイサービスやレクリエーションの取り組み、それから通所型サービスBにおいては住民主体による身近な場所でのミニデイサービスやレクリエーション等の活動、それから通所型サービスCでは基本チェックリストにより要介護状態にならないために運動、口腔機能、栄養状態の改善に効果のある事業の取り組みを現在の運動機能向上教室や口腔機能向上栄養教室の内容を踏まえて検討しているところであります。

なお、新規の事業につきましては、関係機関とサービス内容などについて現在協議を行っているところであり、平成29年4月には完全移行になりますけれども、平成28年度中に試行的に実施できる事業については開始をしていきたいというふうに考えているところでです。

以上、和田議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

加納議長      ここで休憩したいと思います。2時10分まで休憩とさせていただきます。

午後 1時54分 休憩

午後 2時10分 再開

加納議長      それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

再質問があれば許します。2番、和田議員。

和田議員      今本町としての具体的な取り組みについてはお聞きをしました。それで、今日の日本の高齢化社会にあっては、ますます介護を必要とする人がふえています。今回の改正は、何のために行われたと町長は考えておりますか。

加納議長      町長。

小林町長      ご案内のとおり、要認定介護者が急激にふえたという、15年になるのですか、スタートして15年になるから、そういう中では地域密着型



等々別な角度でも見直しをしなければならないという、そういう中の一つだというふうに認識しているところであります。

加納議長 和田議員。

和田議員 介護保険制度が始まって15年が経過しております。それで、今までの中身ですと、3年ごとに見直しがされてきました。改正されるたびに発足当初の実施計画と大きくかけ離れ、サービス提供、費用の負担が変わってきました。今後どのように変わっていくか心配でならないと思っている人が少なからずおります。これは、みんなで支え、同じ提供を受けるということで始まったわけですが、介護保険制度の保険適用から外される要支援1、2に当たる該当者の恒常的な負担はどのようになると考えておりますか。

加納議長 町長。

小林町長 これから地域密着型事業に移行する中で、制度的には今の上限額を下回りなさいという指導でありますから、そういう上限額を下回りながら、これからサービスの内容、金額については今後の本格的な実施に向けて検討していく中身だというふうに思っているところであります。

加納議長 2番、和田議員。

和田議員 これからの策定ということなのですが、サービスの提供も細分化され、該当者は今後どのような状態に置かれるのかわかりにくい。どの時点で誰がどのように説明を該当者にしていくのか、そこら辺についてもお伺いしたいと思います。

加納議長 町長。

小林町長 事業のそのものはいろんなところにやっていただくのでありますけれども、対象者に対する事業の説明というのは町の責任で行うものだというふうに考えています。

加納議長 和田議員。

和田議員 これから町の責任でということなのですが、行政サービスの提供は計画はしたと。ですけれども、実施は全面的にこれから業者に任せるといような形になるのでないのかなというふうにしておりますが、それではその業者に任せた段階でいろいろな形でトラブルや何かも出てくると思うのですが、これは最終的にはどこが責任を負うのかということについてお伺いしたいと思います。

加納議長 町長。

小林町長 先ほどの説明でもそうなのですが、今回の新しい事業が民間業者に任すという、そういう仕組みではなくて、町も含めた関係団体で連携をしながら進めていくというものでありますから、それは最終的には町が責任を持つ場合もありますし、主体となって行う事業者が責任を持つという部分がありますけれども、事業全体としてやっぱり最終的には介護保険事業の実施者である町が責任を持つという、そう

ということなのだろうと思います。

加納議長

和田議員。

和田議員

最終的に町が責任を負うということなのですが、事業者の中には今後そういういろんな形で別な段階によって受けられる方が変わってくるわけですが、ここに対する資格の要件なのですが、きちっと資格を持った人が採用されるのか、またはその人たちの処遇条件というのは誰が決めていくのかということについてお伺いしたいと思います。

加納議長

町長。

小林町長

これは、サービスの内容によっては専門の技術者がやる場合もありますし、あるいはボランティアに委ねる場合もあるわけでありまして、その専門職をどう確保していくかということも雇用している事業主が人件費も含めてそれは対応していくことになるのだと思います。町としては、その事業所に委託をするなり、そういう形になりますから、雇用そのものはその事業所がやるものだと、従前と、今の状況と変わらないのだというふうに思います。

加納議長

和田議員。

和田議員

今までなぜお聞きしたかといいますと、これは地域包括センターということで、私は以前からこれは全面的に町が全部やるのかなと思っていたら、それは違うよと。そして、計画は立てるけれども、実施責任者は業者に委託をするのだということが前に出ていたわけですが、それは私の認識が違えばまた答えていただきたいのですが、そういう形からしますと、そういう人たちが結局は経営というか、もうかなければこれはできませんので、それに対するきちとした処遇というのがやっぱりされなければならないというふうにして思うのです。そういうことからしますと、今誰が決めるのかということでお伺いしたわけですが、それは業者が決めるのだというようなことで、そうすると賃金で合わなければ撤退してしまうというようなことにつながるのではないかなというふうにして思うのですが、この辺については高齢者をきちっと守っていくという観点からすれば、最終的には町が実施責任者というか、計画を立てた、これは国が地方に委任をするわけですから、地域に委任したその分はきちっと地域が支えていくことになるのではないかなというふうにして思うのですが、その点についてはどういうふうにして考えていますか。

加納議長

町長。

小林町長

今年第6期目の介護保険計画がスタートすることとあわせて介護報酬が引き下げになるというようなことでありますから、そこはまた町がやることではなくて、国の介護保険制度の中でどうかという、そういう議論になる。それと、先ほどから業者というお話が出てきますけれども、ケアマネジャーがそれぞれのケアプランを立てるのでありますから、例えば利用者というのは業者だけでなく町を含めたサービ

ス機関にいろんな事業でサービスを受けるという、そういうことになってくるのだと思います。

加納議長

和田議員。

和田議員

それで、該当者が経済的な負担で、これから介護保険から外されることになるわけですが、そうしますと該当者が介護保険のサービスを辞退するというような形にもつながってくるのではないかなというふうにして思います。それで、自治体としては、今憲法第25条に明記されていますように国民の生存権、国の社会的義務ということで、全ての国民が健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する、そして2番目のところで国は全ての生活部門について社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないとされているわけですが、本町としてはそういう精神からして、そういう利用者にお金がないから受けられないというようなことにならないようにしていかなければならないと思うのですが、この辺についてそういう人たちに対するケアというか、サービスはどのような形で考えておられるか、最後にお伺いしたいと思います。

加納議長

町長。

小林町長

まず、今の介護保険制度そのものがサービスもですけども、介護保険制度の財政も含めてですけども、市町村の保険料も含めて相当見直しをしなければならないという状況にあることは間違いないのだろうと思います。そういう面では、財源対策も含めてしっかり制度として安定させていくということが必要なのだろうというふうに思います。そして、もう一つは、今回の改正でヘルパー事業とデイサービス事業の要支援1、2については地域の市町村ごとの総合事業に移行していくということでもありますから、いかに今までの中でサービスが余り下がらない、あるいは料金が急に上がらないというようなことについては、市町村の事業展開の中で今後考えていかなければならないし、私どももそういう視点で事業を推進していくように検討してまいりたいというふうに考えているところであります。

加納議長

以上で和田鶴三議員の質問を終了いたします。

質問順位6番、河口和吉議員の強風対策について町長に質問を行います。

河口議員

強風対策について町長にお伺いをいたします。

5月24日の強風により町内でビートを中心に被害がありました。また、国道241号線通行中の車が土ぼこりで視界不良のため徐行運転を強いられていました。こうした強風対策に耕地防風林は非常に有効と思われませんが、近年作業機の大型化により運行に支障を来すため、また農地が減り、防風林の近くは日照が遮られ減収することや枝拾い、枝払いの管理が大変であるため、年々減少傾向にあります。また、今現在最も減風効果の高い樹齢40年以上のカラマツの防風林が伐採期を

加納議長  
小林町長

迎え、これから10年、15年のうちに更新され、減風効果の低い若齢の防風林にかわるのが予想されます。町として耕地防風林造成を奨励する考えがおりかを町長にお伺いをいたします。

答弁を求めます。町長、登壇願います。

それでは、河口議員の質問にお答えをさせていただきたいと思いません。

今それぞれ河口議員からお話がありましたように、防風林については吹き抜ける風を分散することによって周囲の風の力を弱くし、作物の損傷、耕地の地温低下と表土飛散を防ぐ効果を持っており、開拓の歴史の中で整備が進められ、農作物を守り育てるために保全されてきました。耕地防風林は、個人の所有物であり、耕地の一部であることから、町として延長や面積は正確には把握はしておりませんが、平成14年に十勝総合振興局がまとめた防風林効果調査報告書によると、平成6年に防風保安林は13.4km、耕地防風林は13.4kmで、合計で26.8kmとなっているところでありますけれども、一方十勝全体での防風林の延長は防風保安林が1,090km、耕地防風林が2,515kmで、合計で3,605kmとなっており、平成2年調査との比較では12.4%の減少となっているところであります。

防風林の効果については、強風や冷害の年に大きく発揮されますが、河口議員が申されたとおり、平常時には収穫に対するその効果は目立たないため、日陰になる、あるいは機械作業に支障が出る、枝が飛散して農作業に支障が出るなどのデメリットに目が向き、耕地防風林の減少につながっているのが現状であります。

町として耕地防風林造成を奨励する考えがあるかという質問であります。耕地防風林については農作物の安定的な増収や品質の向上に貢献していると考えられるものであり、町が所有する防風保安林については適切な維持管理や更新に努めてまいりたいと存じます。一方、個人所有の耕地防風林については、これまで減少してきた経過を考えると、町が植栽費用の一部を助成したとしても新規耕地防風林の造成が進むかについては疑問があるところであり、今後において既存の耕地防風林の維持、または他の方法による防風林対策について農業振興対策本部において検討してまいりたいと存じます。

以上、河口議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

加納議長  
河口議員

再質問があれば許します。5番、河口議員。

ただいま町長から既存耕地防風林の維持、またはほかの方法による防風対策について農業振興対策本部において検討をするという答弁をいただきましたが、私の耕地防風林造成を奨励する考えがおりかという質問の答えとしては、耕地防風林造成を奨励する考えはないということによろしいですね。

加納議長

町長。

小林町長 平成14年度までは実は私ども奨励してきたのでありますけれども、そして平成14年度の年でいくと希望する対象戸数が2戸くらいしかなかったということで、行政改革の中で廃止をするということしたわけでありまして、ただ耕地防風林については補助するかどうかということだけではなくて、農地の保全だとかそういう面でするかということとあわせて森林振興という考えの中で今後どうしていくかということをお農協だとか関係機関を含めた農対本部の中で少しあり方を今後議論していく必要があるのだというふうに思っているところであります。

加納議長 河口議員。

河口議員 実は、私も町のほうで植栽費用の一部を助成しても新規の造成が進むかどうかという部分については疑問があると感じていたところでございます。耕地防風林というのは、あくまでも個人の所有する農地に個人の木を植えるということでございますので、強制をできるようなものでもなく、増収効果あるいは風害対策として個人の財産であるという考え方が正しいと思います。したがって、植えないというのもまた個人の判断で、何年かに1度の被害はあっても作業性を優先すると、そういう考えというのは否定をすることはできないと思います。植栽の時期も5月中であることから、農繁期と重なるということも大きなネックとなっております。また、今後急速に普及が進むと思われるGPSによる自動操舵システム、これは耕地防風林の際では衛星からの電波が拾いにくくなり、そのため利用者は防風林を伐採をしてしまう、そういう危険性もございます。現在土幌町農協では、全国に先駆けてこの技術の実証試験を行っており、アンテナが農協にあるために通信状態がよく、通信料金の面でもメリットがあることから、利用者数の増加というものが予想をされます。これまでの耕地防風林は、自然に減るという部分がありましたが、これからは加速度的に減っていくと、そういう危険性もありますが、そのことについてはどうお考えですか。

加納議長 町長。

小林町長 一般的にいくと、風の被害を受けることによってやっぱり必要だという議論もあるのですが、もう一方では通常では今言われたようなGPSも含めて農作業なり、あるいは作物の生育にとってはむしろデメリットになるというのが多くて減ったということでもありますけれども、ただ全体的な将来に向けた農地保全だとか森林をどうするかということについては、もう少し我々も地域の全体的な農業環境も含めてしっかり方向を出していくということが必要だというふうに思っているところでありますし、さらにはもう一つは耕地防風林が適切でないのであれば、耕地防風林ではない方法で風を防げる方法があるかどうかということもこれからは議論していく必要があるのではないかと考えておりますが、いずれにしても関係機関の皆さんと少しそこ

	ら辺は議論をしながら検討を進めていきたいというふうに思っているところでもあります。
加納議長	河口議員。
河口議員	ただいま町長の答弁の中で耕地防風林ではない形の中で防風対策ということも言われておりましたが、具体的に何か方策があれば教えていただきたいと思います。
加納議長	町長。
小林町長	実際にやるわけでないですけれども、一部お話として聞くのは防風ネットのようなものがないのかどうかということがありますけれども、ただ現実としては価格がどうなのか、その効果がどうかということもありますから、それは今後一つの方法としてやっぱり関係機関の皆さんと検討してまいりたいというふうに思っているところでもあります。
加納議長	5番、河口議員。
河口議員	防風ネットというか、防風フェンスというものがあるようでございまして、価格的にはかなり高価なものでありまして、2mの18mで8万円とか、それはネットの部分のみでございまして、支柱ですとか施工費とかそういった部分を考えると、畑につくると、設置するということになる莫大な費用がかかるものであります。ちょっと現実的ではないのかなというふうにも考えてはおりますが、これもまずはどの程度の効果があるものなのか検証をいただきたいと思います。1カ所非常に毎年強風で被害があるというようなところがあれば、まずはある程度の面積をそれを設置してみて、本当にどのぐらいの効果があるのか、業者が言うほどの効果があるのかどうか、そこはまず一度検証をしてみる価値があるのではないかと思います。私も聞きましたところでは、風を遮る効果という部分では防風林には遠く及ばないとは思いますが、土を移動させないと。下の部分から作用をいたしますので、土を移動させないという効果については防風林と同等か、それ以上のものがあるというような説明も聞いております。そうであれば、土ぼこり、風じん対策という意味では同等の効果があると考えられますので、その辺もぜひやっていただきたいと思いますが、どうでしょうか。
加納議長	町長。
小林町長	私どもも現実に現物を見たわけではないですから、その費用がどうかということもありますし、費用対効果がどうかということもあわせて、さらには畑の防風として設置することで課題がないのかどうかということも含めて農業関係機関の皆さんと検討させていただきたいと思います。
加納議長	河口議員。
河口議員	それでは、今防風ネットのほうに話が変わったわけなのですけれど

も、耕地防風林について、ちょっとそっちとも離れるのですけれども、町長の森林に対しての考え方というものをお聞きしたいと思います。

土幌町は、過去に森林を伐採して畑地、牧草地を造成して、非常に森林面積が少ない現状にあります。町長がお切りになったわけではありませんが、自然を土幌町としては破壊をしてきたわけですが、私はそのことについて畏敬の念を感じずにはおれません。何か大きなしっぺ返しが土幌町にくるのではないかと考えておりますが、町長はその点についてどうお考えですか。

加納議長  
小林町長

町長。

現在の本町の森林面積が5,664というふうに記録がされているのでありますけれども、ずっと減り続けてきているということでもあります。私も森林がこれだけ減っていいのかという危惧は持っているわけでありまして、逆に農用地は町内65%で1万7,000haという状況でありますから、そういう面ではもうこれ以上森林を伐採して農地にするということは地域全体の環境保全等も含めて無理なのではないかということで、農地は農地として土地改良等によっていい農地をつくるということはあるのでありますけれども、もう一方では森林を保全をしていく、いい森林をつくっていくという努力も必要だということで、今年も行ったのでありますけれども、100年の森づくりもそういう面では町全体でいい森をつくっていくということをやろうという、そういう一つの取り組みでありますから、そういう意味では今後は農業とあわせて森林環境の保全ということについても地域の産業政策として考えていきたいというふうに思っているところであります。

加納議長  
河口議員

再質問ありますか。5番、河口議員。

それでしたら、町長、耕地防風林を植えるのが最も効果が高いと考えますので、ぜひとも耕地防風林についてまずはやっぱり考えていただくのが一番かなというふうに考えます。

耕地防風林、先ほどから私申し上げておりますとおり、個人のものでありますけれども、今年だからこういうことが言えると思っております。被害面積、大した多くはないのですけれども、今年は被害面積は50ha、雑駁な数字で申しわけないのでありますが、そのうち特定被害となったものが20haというふうにお聞きをしておりますけれども、面積的にはそれほど大きなものではありませんでしたけれども、植えつけが早かった本年において5月の24日に移植のビートに被害が出たということは、いかに風が強かったかということを示しておりますし、これが移植ビートの植えつけ直後、直播ビート、小豆の出芽時期と重なっていたらと思うと、これは本当に心穏やかでいることはできません。直接的な被害はなくても、表土の飛散、除草剤の処理層の破壊、バレイショの培土の崩れなどが見られておりますので、被害は決して小さくはないと思っております。特に培土の崩れというものは、

本町の農業にとっては看過できない大きな問題であります。また、冬期間の吹雪で雪が飛んで薄い部分は、毎年のように小麦の廃耕が心配をされ、また凍結が深くなり、春のまきつけに遅れが出ます。これも耕地防風林と無関係ではありません。また、土幌町では近年ビートを移植栽培から直播栽培に切りかえる人がふえてきております。平成25年から27年で面積は倍にふえて、現在400ha弱で、約2割の面積を占めております。現在でも来年からの直播への移行を検討されているという方がホクレンの現業所に相談に見えているようで、育苗ハウス、移植機の更新時期を迎えている方、また後継者不在の方、あるいは面積の増反部分を直播による増反にするという方、直播の増反面積が今後さらにふえるということが見込まれております。非常に風害に弱い栽培方法であります。これらのことについてはどうお考えですか。

加納議長  
小林町長

町長。

耕地防風林だけではなくて、森林振興という面ではいい森をつくることも含めて取り組んでいかなければならないというふうに思っているところでありますけれども、耕地防風林のあり方については、それぞれデメリットもメリットもあって今の現状になっているわけですから、当然関係機関と議論することもありますけれども、もう少し専門家も入れて、今の現状からしてこれから耕地防風林をどうするかということについては少し町としてそういう専門家を入れた中での検討もしていくということでもありますけれども、ただ最終的には個人の所有になるわけですから、どこまで町として強制してやれるかということについては疑問もあるのでありますけれども、いずれにしてもそういう中で町全体としてはこういうふうに進めていくという啓蒙をしていく、あるいは促進をしていく促進対策として奨励をしていくという、そういうような取り組みにはなっていくのだろうと思います。

加納議長  
河口議員

5番、河口議員。

町長、私が今回なぜ質問をするに至ったかということをお聞きをいただきたいと思います。

初めは、支援者から今年の強風で耕地防風林の造成について一般質問をしてくれということと言われたわけなのですけれども、私は今回初めての定例議会で、恥ずかしながら議会の傍聴というものも一度もしたこともありませんし、一般質問は見たことも聞いたこともございません。そのときは質問をするというつもりは全くありませんでしたが、いろいろとその後考えているうちに今回の定例会を逃しては時を逸すると考えたからであります。被害に遭われた方には大変申しわけない話ではありますけれども、強風が吹いた今年こそ耕地防風林をみんなで見直すよい機会であると考えております。いかがでしょうか。

加納議長  
小林町長

町長。

そのとおり、そういう状況でもないとなかなかそういう議論をやる



というきっかけがないということだと思いますけれども、今年の春はたまたまそういう形では大きな風が多い年でもありましたし、被害も出たということでもありますから、そういう状況も受けながら、町としてきょうの河口議員の質問も受けながら、農対本部を中心とした関係機関の中でこれからの耕地防風林のあり方について十分検討させていただきたいと思います。

加納議長  
河口議員

再質問あれば。5番、河口議員。

耕地防風林は個人のものだから、なかなか強制ができないとか、苗代の一部を助成ぐらいをちょっとやっておこうかと、その程度の対策では弱いと正直私は思っております。もう少し何か強い動機づけ、そういうものがないと、40年、50年たっている防風林というものは、天然の原生林を伐採して入植をいたしまして、毎年播種後作物が風で飛ばされると。そこに国とか道からの補助金が出て、またさらには木は20年後には建築材として高く売却できると、そう信じられて今あるこの40年、50年たった防風林があるわけでございます。何もなくて木を植えるかということ、昔の先人たちも孫子の代のためにというふうに考えた部分とやはり今言ったような何かの補助、そういった部分でそういう耕地防風林を造成したという部分があると思いますので、その辺のことも考えていただければ、かなりの部分の補助というものが必要だというふうに考えていただきたいと思います。

そこで、私今回考える防風林の対策として1つお願いしたいことがございます。多面的機能支払交付金事業、いわゆる保全隊の活動の中で耕地防風林の植栽、苗木の補助をメニューに加えてもらいたいということであります。現在土幌町では、全地区で保全隊の活動に取り組みをしておりますので、メニューに加われば組織の活動の中で毎年使い切れずに繰り越しをしている交付金の有効な活用方法として地域で風害対策を考えることとなります。これは、地域でみんなで考えるという部分が非常に重要だと考えております。10年後、20年後を考えて、現在耕地防風林が植わっていないようなところでも、例えば今40年、50年たっているような立派な防風林、これが切られてしまうとすればやはり今からこの場所に植えておかなければならないというようなことを地域全体で考えるよい機会ではないかというふうに考えるわけでございます。この点については、町長、いかがでしょうか。

加納議長  
小林町長

町長。

これまで耕地防風林をつくってきたというのは、開拓の歴史の中の一つの知恵として作物なり、農地を守ってきた歴史なのだと思います。ただ、馬から牛、トラクターというふうな農業の規模も違いますし、農作業の方策も違う中で今切っているという現実があるから、そういう意味ではこれからの保安林のあり方というものを検討していくのでありますけれども、もう一つ質問がありました多面的支払機能ででき

ないかどうかということでありますけれども、メニューとしては該当になるのでありますけれども、ただ木については長い期間で生育をしていくということと、個人の所有権がどこにあるかというようなことの問題がいろいろありますから、この部分については担当の建設課長のほうからお答えをさせていただきたいと思えます。

加納議長  
増田  
建設課長

建設課長。

建設課長、増田よりお答えさせていただきます。

議員がおっしゃるとおり、地域資源保全隊で行っている多面的機能支払事業では、農村環境の保全活動としての意味合いから耕地防風林の補植及び農地の砂じん飛散防止をするために農地に隣接する防風林の補植や枝払い、草刈り、除草等の適正な管理を行うこととなっており、事業の中で取り組むという可能性はあると考えております。補植等までは確認はしておりますが、実際の植栽、1列ばあっと植えるということについてはまだ最終の確認はとれてはおりませんが、水土里ネットのほうに聞いたところ可能性としてあるのではないかというお答えをいただいております。

ただし、その確認の際に事業を推進する上で2点ほど注意点がございします。まず、1点目は、耕地防風林を事業化する場合、地域エリア全体を調査及び計画して効果的な防風対策を考える必要があるということ、その中で個人所有地に植栽するわけですが、耕地防風林に対する考え方が個人によっていろいろ違いまして、また先ほど議員さんがおっしゃられたとおり、強制できるものではないため、地域全体のためにどのようにして個人に対して事業を進める理解をいただくというのが一番大変なのでないかなということ、次に2点目ですが、先ほど町長がおっしゃったように樹木については成長するまでに40年から50年かかり、伐採時にその財産についての処分が後々発生することが想定されております。まず、樹木の所有は事業者である地域保全隊の持ち物となります。植栽場所につきましては、個人の所有地になるため、将来にわたって管理及び伐採についての協議が必要となってきます。また、協定書を作成して、その中で処理したとしても、50年後の伐採時に地域保全隊がまず存在しているかと。また、個人所有者が変更になっているということも考えられます。その意味からも最終的に地域に係る負担も大きいことを考慮した上で、十分情報交換が必要になると考えます。

町としましても事業の取り組み方については、農水省や水土里ネットと協議する中でアドバイスを受けたと考えております。どちらにしても、地域の方々のご理解、協力なしに事業化ができないため、今後推進に向けての検討をしていきたいと存じます。

以上です。

加納議長

5番、河口議員。

河口議員

ただいまの担当課のほうの説明はよくわかりました。というか、よく担当のところに伺って説明を聞くと、今と同じ説明をいただくわけでございます。今の説明だと、農業者としては結局保全隊ではできないのだなという理解になるわけなのです。もう少し制約のない形で植えられるような形でないと現実的には難しいと思います。ただ、それでも今例えば防風林のマップを作成して、その線上を全部植えると、それでないと認めないよということであれば、100かゼロなのです。ということは結局ゼロになるのです。それよりは、私は30、40、50%、その辺のところを目指して、少しでも今よりも耕地防風林がふえるような形を考えていただきたい。これは、先ほどから私も申し上げていますがけれども、なぜ保全隊かといえ、やはり農地の保全、地域一体となって農業、農村の多面的機能を維持発揮というふうに保全隊の趣旨というのはそこにあるわけですから、十勝の耕地防風林の果たす役割はまさにそこにあるわけなので、この保全隊の事業の中で耕地防風林ができないということは、それ自体がちょっと私は理解ができないというか、確かに言っていることはわかるのですけれども、やはりそこは強く、これは担当課からではなくて、例えば町長のほうから十勝全体で要望を上げてもらいたいと思うのです。十勝の町村会の副会長でもあるし、また水土里ネットの理事でもあります小林町長にぜひそこをお願いしたい。過去にも、過去にはというか、かつて保全隊で冬期間の個人宅への突っ込み道路については除雪を行っていたという経過ありましたけれども、どこかの町村で会計検査の中でこれは町で行うべき生活道路の除雪を保全隊のお金でやっているということで返金になった事例がございます。本町も3、4年やって、その後やめておりましたけれども、今年から酪農家の集乳路線については認めると変更になりました。これは、別海のほうから要望が上がり、それが認められたものであります。耕地防風林についても十勝で声を上げて、ぜひ認めていただきたいと思います。どうでしょうか。

加納議長  
小林町長

町長。

耕地防風林を保全をしていくということについては、河口君の考え方もいろんな課題があるのでありますけれども、農地の保全だとか森林振興という、そういう視点も持ちながら、しっかり町内で議論をしまいたいと思うところでありまして、もう一方ではやっぱり国や道の政策として支援なり、そういうことができないかということに対しても申し上げていきたいというふうに思うところでありまして、もう一つは多面的機能のお話がありましたように本町は全地区でやって、非常に事業費も全国的に見ても大きな事業として大きな効果も上げているわけでありまして、ただ、今の中では私もいろんなところで申し上げているのですけれども、もう少し事業内容を弾力的にという話については申し上げているところでもありますから、この耕地

防風林の話も含めて、より効果が上がるように弾力的な運用については今後とも道なり、農水等に意見反映をしてみたいというふうに思っているところであります。

加納議長  
河口議員

5番、河口議員。

その点については、ぜひ強くお願いをいたします。

そして、私このことが保全隊の活動の中で認められても認められなくても必要になると考えておりますのが樹種の組み合わせ、植栽の方法で農作業に支障の出ない防風林の設置モデルの提案というものをさせていただきたいということであります。例えばカラマツのような落葉樹ではなくて、常緑樹のエゾマツやトドマツと成長の早い柳やシラカバを組み合わせるといような、誰もがこれならやってみようという作業性と景観を兼ね備えたものを他町の事例、研究機関の意見を聞いて策定をしていただきたいと思います。

そして、最も重要と考えるのが今現在ある耕地防風林、樹齢40年、50年で今一番防風効果の高いもの、植栽の間隔だとか樹種だとか今の樹齢だとかそういうものから10年後、20年後を見据えて今どうすればよいのか、いきなり切ってしまうのは非常に危険だと考えます。何か今から準備をしていたほうがよいかと思っておりますので、どのような植え方、切り方をしたらよいのか、林業試験場、大学などの研究機関からアドバイスをもらいながら作成していただきたいと思います。あるいは、今現在お持ちでしたら、それを改めて再度今年のような気象状況でしたので、この機会にお出しをいただければみんなで考えて、何とか来年の春には少しでも耕地防風林がふえるような形になっていくのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。これは、すぐできることだと思います。

加納議長  
小林町長

町長。

まず、樹種の話なのですけれども、成長も早いということがあってほとんどカラマツが耕地防風林として利用してきたのでありますけれども、ただ材の価値だとか、木の葉っぱが耕地に及ぼす影響ということからすると最近ではカラマツがどうかということで、むしろ町の防風保安林等々ではヤチダモ等を使うという、そういう取り組みをしているのでありますけれども、樹種の検討もあるのでありますけれども、そういう面では樹種の検討も含めて、短期の取り組み、あるいは中長期の取り組みということで検討させていただきたいと思います。

加納議長  
河口議員

5番、河口議員。

ぜひお願いをしたいと思います。

いずれにいたしましても、農業振興と災害防止、また景観形成といった面から、農業だけではなくて市街地にもメリットが出るような、そのような強風対策の方向性というものを町のほうでしっかりとこの時期に打ち出させていただきたいというふうに考えております。町長の

ほうも行政報告の中で災害に強いまちづくりということを掲げておられましたので、当然その点も考えておられるとは思いますが、災害の中でも災害自体を弱められるのは風害だと思っております。地震は、耐震工事、避難の準備というのはできますけれども、地震を弱めることはできない。集中豪雨も排水対策はできるけれども、雨量を減らすことはできない。しかし、幾重にも連なった耕地防風林があれば、冬期間例えば国道241号線が吹雪による視程障害、吹きだまりと、そういう交通障害も防雪柵がなくても防ぐことができると思います。これは、道道も町道も同じことが言えると思います。昔はこういったものがありませんでした。今そういう対策をとらなくてはならなくなったということは、耕地防風林の減少がその要因にあるということとは言えると思います。

また、今回一般質問するに当たって勉強した中で1つ興味深いお話がありましたので、紹介をさせていただきたいと思っております。道路の西側に耕地防風林を設置をするというものであります。耕地防風林というのは畑の西側に設置をするものです。西風を防ぐために畑の西側に設置をするものであります。そうすると、道路から見ると東側の所有者の植えるのが普通であります。それを道路の西の所有者に畑の東側に防風林を植えてもらうというものであります。これは、防雪柵になるようであります。防雪柵というのは吹雪をとめる働きをするものではなく、下の部分あけておいて、そこから風速の真下、風で路上の雪を吹き出すと、そういう作用をしているということだそうであります。道路の西側の耕地防風林はその作用がありますが、普通道路の西側と東側は所有者が違いますので、町道であれば町が、道道であれば道が、国道であれば国がある程度補償をするような制度があるとおもしろいと思っております。防雪柵を町道も道道も張りめぐらせるということはなかなか難しいと思っておりますけれども、これは何かそういう対策があれば、部分的にはなるかもしれないのですけれども、全部にはならないかもしれないのですけれども、そういうことも可能ではないのかなというふうに感じております。いかがでしょうか。

加納議長  
小林町長

町長。

まず、耕地防風林だけではなくて、森林がこれまではどうですかという、特別会計の考えで切り出した収支が会計としてプラス・マイナスが合うかどうかという、そういう議論が多かったわけですが、国もこれは一般会計に繰り入れられて、そういう面では今河口議員がおっしゃったように自然環境の保全だとか、水資源の涵養だとか、自然環境保全をしていく、あるいは災害を防いでいくという、そういう視点を持って森林振興が進められるというふうに必要なという。したがって、耕地防風林についても一部畑に被害があるということではなくて、全体的な農地保全という視点を持ちながら進めていく必

		<p>要があるのではないかなというふう思うところであります。</p> <p>それから、もう一つ、植え方の具体的なお話があったのでありますけれども、例えば日陰のいろんな問題があるのであれば、従前専門家に聞いた話では16m間隔で植えていけば防風効果としては同じだというふうには聞いたこともあるので、そういうことも含めてもう少し被害が少なくてより効果的な植え方等がないかどうかについても専門家を連れてしっかり研究していく必要があるのではないかとということで、そういう視点で今後対応させていただきたいと思っております。</p>
	加納議長	再質問があれば。5番、河口議員。
	河口議員	耕地防風林の植栽事業に全十勝で取り組むということになれば、土幌が誇る土幌高原からの絶景の眺望にさらにアクセントや彩りを加えることとなりますことを申し添えまして、私の町長へのお願いと質問を終了とさせていただきます。ぜひお願いをいたしますということで、お答えは結構です。
3	加納議長	<p>以上で一般質問を終結します。</p> <p>それでは、日程第3、議案第6号「<a href="#">辺地総合整備計画の変更について</a>」を議題といたします。</p>
	柴田副町長	<p>朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。</p> <p>議案第6号 辺地総合整備計画の変更について説明をいたします。</p> <p>これは、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置法等に関する法律第3条第1項の規定により、上音更辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について議会の議決を求めるものであります。</p> <p>変更内容につきましては、次のページの8ページであります。変更は、表にありますとおり、教育文化施設のスクールバス整備事業を追加するものであります。これは、北中音更小学校が本年度いっぱい閉校し、土幌小学校に統合されるため、児童の登下校用のスクールバスの購入に関する経費について変更をするものでございます。追加の事業費は900万円、うち辺地債は410万円であります。事業費の合計は、トータルで3億6,342万1,000円となり、そのうち辺地債は1億3,540万円とするものであります。</p> <p>以上で説明といたします。</p>
	加納議長	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
	加納議長	<p>(なし)</p> <p>質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。</p> <p>(なし)</p>
	加納議長	<p>討論なしと認め、これより議案第6号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	加納議長	異議なしと認めます。

柴 田  
副 町 長

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第7号「農業共済事業農作物共済危険段階基準共済掛金率等の設定について」を議題といたします。

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。

議案第7号 農業共済事業農作物共済危険段階基準共済掛金率等の設定について説明を申し上げます。

士幌町農業共済条例第36条の規定による農作物共済麦1類、麦1類とは秋まき小麦のことですけれども、これに関する危険段階基準共済掛金率等を設定するもので、農林水産省による農作物基準共済掛金率の改定に対応して士幌町農業共済の農作物危険段階基準共済掛金率等を設定をします。

1の危険段階設定方法につきましては、加入者ごとの被害率、2の基準方式は災害収入共済方式の9割です。3の危険段階の数は7段階あります。危険指数の最大値は4.000です。5の危険段階ごとの見込み共済金額等は別表の1のとおり、6の危険段階基準共済掛金率は別表2のとおり、7の適用は平成28年産からと設定しようとするものです。

次のページの10ページの別表1は、今説明しました危険段階ごとの見込み共済金額等表ですが、危険段階区分ごとに見込み共済金、基準方式、平均被害率の範囲、加入者危険段階被害率の平均、危険指数を掲載しております。別表2は、危険段階基準共済掛金率表で、危険段階区分ごとに基準方式である災害収入共済方式の場合9割の掛金率、その他の方式では災害収入共済方式の8割、7割、半相殺農家単位方式の8割、7割、6割の掛金率をそれぞれ設定しようとするものです。

これまでの掛金率との比較について説明をいたしますので、説明資料の14ページをお開きください。左側の表は平成28年産から適用しようとする掛金率で、右側の表は平成25年産から平成27年産までに適用された掛金率です。表の一番下に標準率とありますが、農林水産大臣が過去20年間の被害率をもとに通常3年ごと定めるもので、今回農林水産省で告示された率です。麦共済加入者の大多数が選択しております災害収入共済方式の9割で6.404%から7.962%に引き上げられております。

今回の国の引き上げの理由ですけれども、大被害が発生した場合の異常責任部分の保険金額は、連合会と国の負担となっておりますが、この部分において北海道全体で被害率が上がっていることから本町の掛金率も引き上げられたもので、標準率の7.962%を平均として、被害率の高い区分1から被害率の低い区分7に割り振ったもので、全ての区分において共済金率を引き上げをしようとするものです。

5		<p>今回の共済掛金率の設定に当たりましては、北海道が示します設定要領に基づき作業を行い、5月21日に開催されました士幌町農業共済の損害評価会に諮り、審議をいただき、その答申に基づいて北海道農業共済組合連合会への協議を行い、6月1日にこの設定は適当だということで連合会からの意見をいただいております。また、本議案の議会議決を得ましたら北海道知事へ申請を行い、認可を受けるものでございます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>加納議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ございませんか。</p> <p>(な し)</p> <p>加納議長 質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。</p> <p>(な し)</p> <p>加納議長 討論なしと認め、これより議案第7号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p> <p>加納議長 異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p><a href="#">日程第5、議案第8号「財産の処分について」</a>を議題といたします。 朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。</p> <p>柴 田 議案第8号 財産の処分について説明をいたします。 副 町 長 これは、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、土地、建物の売却に関し議会の議決を求めるものであります。</p> <p>最初に、土地の所在、地目、地積であります。記載の3筆で、字士幌西2線161番116、同じく164、同じく165で、いずれも宅地で、面積の合計は633.1m<sup>2</sup>であります。</p> <p>建物の所在は、種類、構造、面積でございますけれども、土地と同じく字士幌西2線161番116、164、165で、種類は事務所、構造は鉄筋コンクリートづくり、陸屋根、2階建てで、面積は1階が278.02m<sup>2</sup>、それから2階が284.57m<sup>2</sup>、合計で562.59m<sup>2</sup>であります。</p> <p>売却の方法につきましては随意契約、売却金額は土地754万7,666円、建物が627万6,758円の合計で1,382万4,424円で、契約の相手方につきましては士幌町農業協同組合であります。</p> <p>説明資料の15、16ページをごらんください。15ページには位置図を載せてあります。16ページはそれを拡大したもので、場所はアスポの東側で旧障害者施設でありまして、本年度から新しい障がい者総合施設の完成によりましてこの建物を利用しなくなったこと、また今後も利用の予定がないこと、それとこの周辺の一角の土地の所有者は全て士幌農協でありまして、士幌農協からの譲渡依頼があったことからこ</p>
---	--	--



	<p>の土地、建物を売却するもので、土地につきましては旧食糧事務所を国から町が取得したときの金額と同額であります。建物につきましては、同じく取得した経費に2回にわたる改築費を含めて減価償却をしまして、その残存価格で売却をしようとするものであります。</p> <p>以上で議案第8号の説明といたします。</p>
加納議長	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を行います。</p> <p>(な し)</p>
加納議長	<p>質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。</p> <p>(な し)</p>
加納議長	<p>討論なしと認め、これより議案第8号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p>
加納議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
6	<p><b>日程第6、議案第9号「平成27年度土幌町一般会計補正予算」を議題といたします。</b></p>
寺田総務 企画課長	<p>朗読を省略し、理事者の説明を求めます。総務企画課長。</p> <p>総務企画課長、寺田より説明申し上げます。</p> <p>議案第9号 平成27年度土幌町一般会計補正予算[第2号]ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,452万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ69億6,131万2,000円に改めようとするものでございます。</p> <p>地方債の補正は「第2表 地方債補正」によるものといたします。</p> <p>それでは、歳出から説明いたしますので、10ページをお開き願います。2款1項1目一般管理費は、診療報酬返還請求の訴えに係る経費としまして、その他手数料として訴状印紙代、委託料で弁護士料を追加するものでございます。</p> <p>3目財産管理費は、町債の変更による財源補正でございます。</p> <p>6目企画費では、ふるさと寄附にかかわる経費としまして、当面9月分までの報償費でふるさと寄附報償、役務費で運搬料、ウェブサイト利用手数料を追加、負担金補助及び交付金ではシーニックバイウエールルートマップ作成にかかわる負担金を追加するものでございます。</p> <p>14目愛のまち建設基金費は、ふるさと寄附の増額により積立金を追加し、特定財源といたしまして指定寄附金を同額計上しております。</p> <p>3項1目戸籍住民基本台帳費は、委託料で個人番号制度にかかわる通知カード等関連事務委託料を追加するものでございます。特定財源としまして、同事業補助金を同額計上しております。</p> <p>次に、3款1項1目社会福祉総務費では、需用費でいきいきデイサービスセンター屋上防水修繕料、工事請負費では総合福祉センター電算室エアコン更新及びいきいきデイサービスセンター暖房設備工事費</p>

を追加するものでございます。

3目障がい者福祉費は、自立支援給付費等負担金返還金を追加するものでございます。

10目介護保険費は、介護保険事業事務費繰出金の追加でございます。

2項5目子育て支援推進費は、下居辺地区から認定こども園に通園する幼児の増によりまして交通費支援事業助成金を追加するものでございます。

12ページでございます。4款1項1目保健衛生総務費は、職員の出産育児休暇に伴いまして臨時職員の人件費としまして共済費、賃金を追加するものでございます。

2項1目ごみ処理費は、需用費でプラスチック減容圧縮機シーケンス交換修繕料を追加するものでございます。

続きまして、6款1項3目農業振興費では、負担金補助及び交付金で強い農業づくり事業補助金及び経営所得安定対策直接支払推進事業補助金並びに青年就農給付金を追加するものでございます。特定財源としまして、各事業補助金をそれぞれ同額計上しております。

4目農業振興基金運用事業費は、負担金補助及び交付金で農業女性研修事業補助金5名分、基幹作物輪作維持支援事業助成金12戸分を追加するものでございます。特定財源としまして、農業振興基金繰入金及び利子収入、基幹作物輪作維持支援事業負担金を記載のとおり充当しております。

7目土地改良事業費は、工事請負費で新栄地区小規模土地改良事業で明渠排水工事費を追加、負担金補助及び交付金では特定財源として計上しております簡易水道事業債を簡易水道事業会計に組みかえるため、道営土地改良事業負担金を減額しております。補償補填及び賠償金では、工事支障物件移転補償費を追加するもので、特定財源としまして地域づくり交付金を追加し、簡易水道事業債を減額したところでございます。

2項2目林道費では、町債の変更による財源補正でございます。

次に、8款2項2目道路橋梁維持費は、委託料で道路維持管理業務委託料を追加し、特定財源としまして一般単独事業債を追加しております。

3目道路橋梁新設改良費では、町債の変更による財源補正でございます。

次、14ページでございます。4項1目公共下水道事業費は、公共下水道事業に対する繰出金の追加でございます。

次に、10款2項1目学校管理費では、役務費で太陽光発電施設の電力量計器検査手数料の追加でございます。

4目スクールバス管理費は、備品購入費でスクールバス購入費を追加し、特定財源といたしましてへき地児童生徒援助費等補助金、辺地

対策事業債を追加しております。

3項1目学校管理費は、役務費で小学校費と同様に電力量計器検査手数料を追加しております。

2目教育振興費は、備品購入費で図書購入費を追加し、特定財源といたしまして愛のまち建設基金繰入金と同額充当しております。

3目スクールバス管理費は、バス停留所上屋撤去委託料を追加するものでございます。

次に、歳入について説明いたしますので、7ページをお開き願います。特定財源以外の一般財源でございますが、15款2項1目、一番下段の表でございますが、不動産売払収入で土地売払収入及び建物売払収入で1,382万4,000円を計上、8ページに移りまして中段でございます。18款1項1目繰越金に1,634万8,000円を計上し、収支のバランスをとったところでございます。

次に、4ページをお開き願います。第2表、地方債補正でございますが、スクールバス整備事業の追加と各事業費がそれぞれ変動しておりますので、起債借り入れにおける限度額を変更するものでございます。

なお、最後の16ページには地方債の現在高に関する調書を掲載しておりますので、参照願いたいと思います。

以上で説明を終わります。よろしく審議を賜り、原案のとおり可決決定いただきますようお願い申し上げます。

加納議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ございませんか。

(な し)

加納議長 質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。

(な し)

加納議長 討論なしと認め、これより議案第9号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異 議 な し)

加納議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

7

[日程第7、議案第10号「平成27年度土幌町介護保険事業特別会計補正予算」](#)を議題といたします。

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。保健福祉課長。

大森保健福祉課長 保健福祉課長、大森より平成27年度土幌町介護保険事業特別会計補正予算〔第2号〕について説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ108万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億2,514万9,000円に改めようとするものであります。

歳出から説明いたしますので、5ページをお開き願います。1款1

		<p>項 1 目一般管理費108万円の増額補正につきましては、介護保険制度改正の対応として介護保険システム改修の委託料でございます。特定財源といたしまして、国の介護保険システム改修事業費補助金54万円、事務費繰入金と同額見込むものであります。</p> <p>歳入につきましては、特定財源で説明していますので、省略させていただきます。</p> <p>以上、説明を終わります。よろしく審議の上、可決決定賜りますようお願いいたします。</p>
8	加納議長	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を許します。ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">( な し )</p>
	加納議長	<p>質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。</p> <p style="text-align: center;">( な し )</p>
	加納議長	<p>討論なしと認め、これより議案第10号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 異 議 な し )</p>
	加納議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	8	<p style="color: blue;">日程第 8、議案第11号「平成27年度土幌町簡易水道事業特別会計補正予算」を議題といたします。</p>
	増 田	<p>朗読を省略し、理事者の説明を求めます。建設課長。</p>
	建設課長	<p>建設課長、増田から平成27年度土幌町簡易水道事業特別会計補正予算〔第1号〕について説明いたします。</p>
		<p>第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,287万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億3,803万6,000円に改めようとするものでございます。</p>
		<p>第2条、地方債の補正は「第2表 地方債補正」によるものであります。</p>
		<p>最初に、歳出予算から説明いたしますので、6ページをお開き願います。2款1項1目水道施設費では、道営土地改良事業負担金といたしまして19節負担金補助及び交付金を7,287万5,000円増額するものでございます。特定財源につきましては、水道事業債7,200万円を計上しました。</p>
		<p>次に、歳入の一般財源について説明いたしますので、5ページをごらんください。4款1項1目繰越金で前年度繰越金に87万5,000円を追加し、歳入歳出の均衡を図ったものでございます。</p>
		<p>3ページをごらんください。第2表の地方債につきましては、土幌地区簡易水道事業に伴う簡易水道事業債を1億1,000万円から1億8,200万円に借り入れ限度額を7,200万円増額するものでございます。</p>
		<p>最後に、7ページをごらんいただきたいと思います。地方債残高等</p>

	<p>の見込みに関する調書で、ここに記載のとおりでございます。</p> <p>以上、説明を終わりますので、審議を賜り、原案のとおり可決決定いただきますようお願い申し上げます。</p>
加納議長	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を許します。ございませんか。</p> <p>(な し)</p>
加納議長	<p>質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。</p> <p>(な し)</p>
加納議長	<p>討論なしと認め、これより議案第11号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
加納議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
9	<p><a href="#">日程第9、議案第12号「平成27年度土幌町公共下水道事業特別会計補正予算」を議題といたします。</a></p> <p>朗読を省略し、理事者の説明を求めます。建設課長。</p>
増田建設課長	<p>建設課長、増田から平成27年度土幌町公共下水道事業特別会計補正予算〔第1号〕について説明いたします。</p> <p>第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,260万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億6,641万1,000円に改めようとするものでございます。</p> <p>最初に、歳出予算から説明いたしますので、5ページをお開き願います。1款1項2目下水道管理費で、13節委託料の調査設計委託料を2,260万円追加するものでございます。これにつきましては、今年度の社会資本整備総合交付金の増額によるものでございます。特定財源につきましては、社会資本整備総合交付金では1,160万円と公共下水道事業に対する一般会計からの繰入金1,100万円を増額するものでございます。</p> <p>歳入につきましては、特定財源のところの説明したとおりとなっております。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしく審議を賜り、原案のとおり可決決定いただきますようお願い申し上げます。</p>
加納議長	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ございませんか。</p> <p>(な し)</p>
加納議長	<p>質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。</p> <p>(な し)</p>
加納議長	<p>討論なしと認め、これより議案第12号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>

加納議長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次回はあす24日午前10時から再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

(午後 3時28分)